# R6営繕徳島商業高等学校徳・城東トイレ改修工事建築

通し 番号 図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	通し 番号	図面番号		図面名称	通し番号	図面番号		図面名称	通し 図面番号		図面名称
	共通図面		1b. 本館東				3. 西校舎				5a. 特別教室東			6. 研修会館
001 共- 00	図面リスト 030	A1b- 01	本館東 改修前・後 仕上表	063	A3- 01	西校舎	改修前・後 仕上表	088	A5a- 01	特別教室東	改修前・後 仕上表	110 A6- 01	研修会館	改修前・後 仕上表
002 共- 01	営繕工事共通仕様書(1) 031	A1b- 02	本館東 1階平面図、仮設計画図	064	A3- 02	西校舎	1~3階平面図、仮設計画図	089	A5a- 02	特別教室東	1、2階平面図、仮設計画図	111 A6- 02	研修会館	1、2階平面図、仮設計画図
003 共- 02	営繕工事共通仕様書 (2) 032	A1b- 03	本館東 2階平面図、仮設計画図	065	A3- 03	西校舎	改修前・後 1階平面詳細図	090	A5a- 03	特別教室東	改修前・後 1、2階平面詳細図	112 A6- 03	研修会館	改修前・後 1、2階平面詳細図 、天井伏図、建具配置図
004 共- 03	営繕工事共通仕様書 (3) 033	A1b- 04	本館東 改修前・後 1,2階平面詳細図	066	A3- 04	西校舎	改修前2階・改修後2、3階平面詳細図	091	A5a- 04	特別教室東	改修前・後 断面詳細図	113 A6- 04	研修会館	改修前・後 断面詳細図
005 A- 01	特記仕様書 1 034	A1b- 05	本館東 改修前・後 断面詳細図	067	A3- 05	西校舎	改修前 3階平面詳細図	092	A5a- 05	特別教室東	改修前 展開図	114 A6- 05	研修会館	改修前 展開図
006 A- 02	特記仕様書 2 035	A1b- 06	本館東 改修前 展開図	068	A3- 06	西校舎	改修前・後 断面詳細図	093	A5a- 06	特別教室東	改修後 展開図	115 A6- 06	研修会館	改修後 展開図
007 A- 03	特記仕様書 3 036	A1b- 07	本館東 改修後 1階展開図	069	A3- 07	西校舎	改修前 展開図	094	A5a- 07	特別教室東	改修前・後 天井伏図、建具配置図	116 A6- 07	研修会館	改修前・後 建具表
008 A- 04	特記仕様書 4 037	A1b- 08	本館東 改修後 2階展開図	070	A3- 08	西校舎	タイル・モルタル浮き改修 展開図	095	A5a- 08	特別教室東	改修前・後 建具表	117 A6- 08	研修会館	トイレブース詳細図 (参考図)
009 A- 05	共通 配置図、付近見取図、支障物件図 038	A1b- 09	本館東 改修前・後 天井伏図、建具配置図	071	A3- 09	西校舎	改修後 1階展開図	096	A5a- 09	特別教室東	トイレブース詳細図(参考図)	118 A6- 09	研修会館	部分詳細図 1
	039	A1b- 10	本館東 改修前 建具表	072	A3- 10	西校舎	改修後 2、3階展開図	097	A5a- 10	特別教室東	部分詳細図 1	119 A6- 10	研修会館	部分詳細図 2(参考図)
	040	A1b- 11	本館東 改修後 建具表	073	A3- 11	西校舎	改修前・後 天井伏図、建具配置図	098	A5a- 11	特別教室東	部分詳細図 2(参考図)			
	041	A1b- 12	本館東 トイレブース詳細図(参考図)	074	A3- 12	西校舎	改修前 建具表							
	1a. 本館西 042	A1b- 13	本館東 RC床改修配筋図	075	A3- 13	西校舎	改修後 建具表							
010 A1a- 01	本館西 改修前・後 仕上表 043	A1b- 14	本館東 部分詳細図 1	076	A3- 14	西校舎	トイレブース詳細図(参考図)							
011 A1a- 02	本館西 1階平面図、仮設計画図 044	A1b- 15	本館東 部分詳細図 2(参考図)	077	A3- 15	西校舎	部分詳細図 1							7. 徳商会館
012 A1a- 03	本館西 2階平面図、仮設計画図			078	A3- 16	西校舎	部分詳細図 2(参考図)					A7- 01	徳商会館	改修前・後 仕上表
013 A1a- 04	本館西 3階平面図、仮設計画図											A7- 02	徳商会館	1、2階平面図、仮設計画図
014 A1a- 05	本館西 4階平面図、仮設計画図											A7- 03	徳商会館	改修前・後 1、2階平面詳細図 ・ 矢井伏図、建具配置図
015 A1a- 06	本館西 改修前・後 1、2階平面詳細図											A7- 04	徳商会館	改修前・後、断面詳細図
016 A1a- 07	本館西 改修前・後 3、4階平面詳細図		2. 北校舎				4. 情報図書会館				5b. 特別教室西	A7- 05	徳商会館	改修前 展開図
017 A1a- 08	本館西 改修前・後 断面詳細図 045	A2- 01	北校舎 改修前・後 仕上表	079	A4- 01	情報図書会	館 改修前・後 仕上表	099	A5b- 01	特別教室西	改修前・後 仕上表	A7- 06	徳商会館	改修後 展開図
018 A1a- 09	本館西 改修前 1階展開図 046	A2- 02	北校舎 1階平面図、仮設計画図	080	A4- 02	情報図書会	館 1階平面図、仮設計画図	100	A5b- 02	特別教室西	1、2階平面図、仮設計画図	A7- 07	徳商会館	改修前・後 建具表
019 A1a- 10	本館西 改修前 2~4階展開図 047	A2- 03	北校舎 2階平面図、仮設計画図	081	A4- 03	情報図書会	。 館 改修前・後 1階平面詳細図 、天井伏図、建具配置図	101	A5b- 03	特別教室西	改修前・後 1、2階平面詳細図	A7- 08	徳商会館	トイレブース詳細図 (参考図)
020 A1a- 11	本館西 タイル・モルタル浮き改修 展開図 048	A2- 04	北校舎 3階平面図、仮設計画図	082	A4- 04	情報図書会	館 改修前・後 断面詳細図	102	A5b- 04	特別教室西	改修前・後 断面詳細図	A7- 09	徳商会館	部分詳細図 1
021 A1a- 12	本館西 改修後 1、2階展開図 049	A2- 05	北校舎 4階平面図、仮設計画図	083	A4- 05	情報図書会	館 改修前・後 展開図	103	A5b- 05	特別教室西	改修前 展開図	A7- 10	徳商会館	部分詳細図 2(参考図)
022 A1a- 13	本館西 改修後 3、4階展開図 050	A2- 06	北校舎 改修前・後 1階平面詳細図	084	A4- 06	情報図書会	館 改修前・後 建具表	104	A5b- 06	特別教室西	改修後 展開図			
023 A1a- 14	本館西 改修前・後 天井伏図、建具配置図 051	A2- 07	北校舎 改修前・後 2階平面詳細図	085	A4- 07	情報図書会	館 トイレブース詳細図(参考図)	105	A5b- 07	特別教室西	改修前・後 天井伏図、建具配置図			
024 A1a- 15	本館西 改修前 建具表 052	A2- 08	北校舎 改修前 3、4階平面詳細図	086	A4- 08	情報図書会	館 部分詳細図 1	106	A5b- 08	特別教室西	改修前・後 建具表			
025 A1a- 16	本館西 改修後 建具表 053	A2- 09	北校舎 改修前・後 断面詳細図	087	A4- 09	情報図書会	館 部分詳細図 2(参考図)	107	A5b- 09	特別教室西	トイレブース詳細図(参考図)			
026 A1a- 17	本館西 トイレブース詳細図(参考図) 054	A2- 10	北校舍 改修前 展開図					108	A5b- 10	特別教室西	部分詳細図 1			8. クラブハウス
027 A1a- 18	本館西 RC床改修配筋図 055	A2- 11	北校舎 モルタル浮き改修 展開図					109	A5b- 11	特別教室西	部分詳細図 2(参考図)	120 A8- 01	クラブハウ	大井1人凶、以修削"按 建具衣
028 A1a- 19	本館西 部分詳細図 1 056	A2- 12	北校舍 改修後 展開図									121 A8- 02	クラブハウ	断 曲 計 神 凶 、
029 A1a- 20	本館西 部分詳細図 2(参考図) 057	A2- 13	北校舎 改修前・後 天井伏図、建具配置図									122 A8- 03	クラブハウ	7ス トイレブース詳細図 (参考図) 、 サイン詳細図
	058	A2- 14	北校舎 改修前・後 建具表											
		A2- 15										123 A-工程	参考工程表	ŧ
	060	A2- 16	北校舎 RC床改修配筋図											
	061	A2- 17	北校舎 部分詳細図 1											
	062	A2- 18	北校舎 部分詳細図 2(参考図)											

縮尺 NO SCALE A2:100 % A3:70.7% 株式 **川建設計** 

-R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築

図面名図面リスト

1級建築士登録

第126265号

副課長

課長補佐 主査兼係長

係長

課員

担当

徳島県県土整備部営繕課

項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	<u> </u>	項 目	特 記 事 項
1 丁重概画		7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十 選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から			◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全な原々オストトまに工事理場における次端的より、※機材の原金保証等についてます。
1. 工事概要			なければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上	の工事については,徳島県内		全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても 併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められ
1. 工事名称	R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築		に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業 理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	者を選定しない埋田を記した		た場合には、速やかに提出すること。
2. 工事場所	徳島市城東町		   ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中	の有資格業者と下請契約を締		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
3. 建物概要	建物名称   徳島県立徳島商業高等学校   1a. 本館西   鉄筋コクリート造 4階建   1b. 本館東   鉄筋コクリート造 4階建   2. 北校舎   鉄筋コクリート造 4階建   3. 西校舎   鉄筋コクリート造 3階建   4. 情報図書会館   5a. 特別教室東   鉄筋コクリート造 3階建   5b. 特別教室西   鉄筋コクリート造 3階建   6. 研修会館   鉄筋コクリート造 3階建   6. 研修会館   鉄筋コクリート造 2階建   7. 徳商会館   大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	8. 施工体制台帳及び 施工体系図	結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号格の認定を受けた者をいう。)  (1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締約び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責ともに、施工体制台帳と工事現場に備え置かなければならない。(2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締約	約に係る一般競争入札及び指 号)第5条の規定により参加資 もした場合は、施工体制台帳及 を任において作成・保存すると もした場合は、各下請負者の施		<ul> <li>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</li> <li>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</li> <li>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や</li> </ul>
4. 工事種目	8. クラブハウス     鉄筋コンクリート造 2階建       種目     工事概要		エの分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及 る法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすし (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて	い場所に掲げなければならない。		資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュ シート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等 により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険 が予想されるときは、作業を中止すること。
5. その他	建築一式工事   使所改修工事   使所改修工事   本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく 特例措置の対象工事である。		を作成・保存しなければならない。 (4) 連搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬 び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契 日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれ	<b>収約を締結したときは下請契約</b>	11. 交通安全管理	◎輸送災害の防止  受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標準、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員
II. 営繕工事共通仕様書	T		除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りでは			るのでれかのの場合は、当該物件のよりでの単直と必要は相直に プル・C工事用于制に監督員 に報告しなければならない。
項 目 1. 適用基準	特 記 事 項  図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	9. 電気保安技術者等	(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公ければならない。 ②電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経 督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工 技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有す ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第 る者とする。	験を証明する資料により、監 作物の工事に必要な電気主任 る者とする。		<ul> <li>◎過積載による違法運行の防止</li> <li>受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</li> <li>・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと</li> <li>・さし枠接備車、不表示車は使用しないこと</li> <li>・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと</li> <li>・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと</li> <li>・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</li> </ul>
	・ ・		<ul><li>◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、</li></ul>	、監督員に報告すること。	12. 発生材の処理等	<ul><li>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</li><li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、</li></ul>
	- 公共建築股備工事標準図(機械股備工事編) 令和4年版	10. 施工中の安全確保	<ul><li>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工 知徹底すること。</li><li>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認の 札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名 添付すること。</li></ul>	ため名札を着用すること。名 、工事名を記載し、顔写真を		報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書(②から⑤に対するもの) ② 補足説明書 ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む) ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等		<ul> <li>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令</li> <li>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設法令に従い適切に処理すること。</li> </ul>	衛生法、騒音規制法、振動規 年9月2日付け国土交通省告示 省建経発第3号)その他関係		棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建股発生土の処理については、各専門特配仕様書の1章一般共通事項「建股発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅんエ・訂正時に、 工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、工事実績情報として「登録のための確認の お願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登 録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。		<ul> <li>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構、仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」確認を受けてから工事着手すること。</li> <li>⑥地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければ</li> </ul>	を監督員に提出し、監督員の として試掘を行い、当該埋設		する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(株式3)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
	(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。		◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物にな措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、たもに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロー	だちに監督員に報告するとと 修又は補償すること。		◎アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
	(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、 速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に	作業及びシート外しの作業を 報告しなければならない。		既存の分析調査結果の貸与(あり・なし)。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内 に提出すること。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車か 該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければな いて、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったと なった。	らない。また,作業状況につ		<ul> <li>調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。</li> <li>調査結果は3年間保存すること。</li> <li>調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。</li> </ul>
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特配仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		ならない。  ②受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止する 動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等 業員により確認しなければならない。			・調査結果の概要を公来からです。い場所に拘ぶすること。 ・分析によりアスペスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
3. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空 (ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制 原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に!	限する装置等)付きの車両を		
	<ul><li>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</li><li>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</li></ul>		◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監	督員に提出すること。		
	徳島県県土整備部営繕課		工事名	ろ 名 R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東		面番号 共-01
			図面名	S 営繕工事共通仕様書(1)	縮	R NO SCALE A3:70.7% 株式 川建設計 第126265号 川端社一郎

		T.1		T.1	
章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項
	◎資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工		◎県内産資材の原則使用	16. 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械
'	事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という」。)に基づく		(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材		本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発
Hospital Control of the Control of t	対応は、以下のとおり行うこと。		を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。		第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号) 」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械
	(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に		なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。		とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度
11	関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (H3.10.25建設省令第19号) 第8条で規定		(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記		公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民
-	される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の		載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外		間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術
M2	工事」という。) において、コンクリート (二次製品を含む。), 土砂, 砕石, 加熱アス		の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共		審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等
#	ファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合セン		に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。		とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建
崗	ターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画		に、唯酚具件で学問に無目具に提出し、本品で行なければなりない。		設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場
	書を作成し、監督員に提出すること。				において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
<del>101</del>	(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る		県内産資材 (次のいずれかに該当するもの)		
<b>」</b>	の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7		(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品		◎低騒音・低振動型建設機械
	条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、ア		(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品		本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通
	スファルト・コンクリート塊,建設発生木材,建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場か		注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次		省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理
	ら搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する		製品)であれば県内産資材として取り扱う。		人は,施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等,同規程に基づき指定された建設
	こと。		注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工, 製造した製品も県内産		機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されてい
	(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示		資材として取り扱う。		ない機種,規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお,同規程に基づき指定
	も可) すること。		注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材,製		された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音
	(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を		品であること。		規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
	監督員に報告すること。				
	(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実				◎特定自主検査
	施書を作成し、監督員に提出すること。		◎県内企業調達建材等の優先使用		本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機
	(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。		受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調		械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録
	(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、		達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調		表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
	その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生		達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。		
	コンクリート及び購入土を除くものとする。		なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理		◎不正軽油の使用禁止
	O then III II I I I I I I I I I I I I I I I		由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。		受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和
	◎建設リサイクル法通知済証の掲示  ※注意は、決意には、これには、これの表面である。 (株会決面をはない) ないまた (株会決面をはない) ないまた (株会決面をはない) ないまた (株会決面をはない) ないまた (株会決面をはない) ないまた (株会決面をはない) はいまた (株会社をはない)				25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
	受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る		◎県内産再生砕石の原則使用 ※はまけ、西生は下も体用する場合、周内の西姿流ル体熱(疼寒熱の加畑及び連場に関す		また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。
	解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサ		受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関するは、四年の15年には今(四年の15年には今(四年の15年には今)(四十年)(四十年)(四十年)(四十年)(四十年)(四十年)(四十年)(四十年	47	○瓜汁本は、火切鉢丹も森入飯 /乳匙入飯 〉 パガソファアのよせる PA - 10・・・・ 大空か P - 1
	イクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事業を見まった。「建設はサイクルはそのでは、大規模し、大規模の公衆の見やすい場所に工事業を表現している。		る法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2	17. 遠隔臨場の試行	◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実 ************************************
	事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで を選しておかなければならない。		の6第1項に基づく変更の許可において同じ。)) で製造された再生砕石を原則として使用		施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施する
	存置しておかなければならない。		しなければならない。		ことができる。
	また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島 県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイク		◎アフコマルト舗柱の材料		Q 75 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
			◎アスファルト舗装の材料 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の き原際場に関する計画であり、これがおき原際場よまなしたはからない。
	ル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。		受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用 生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷され		遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。
13. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する		生アスファルト合材の品質番食要糊」に基つき工場認定を受けた県内の工場から出何され た合材を原則として使用しなければならない。	18. 工事看板等	□ □ 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
10. 物种 - 表面寺			た日州を原則として使用しなければならない。	18. 工事有极等	◎上事現場には、上事有板を監督員の指示に使つ (見やすい場所に設けること。 
	所要の品質及び性能を有するものとする。	14. 化学物質を発散する	   ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし。		   ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・パリケード等については、県産木材を用いた木
	◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工				
	計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定	建築材料等	次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクル		製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、エ 事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
	めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじ		(1) 合板、不貞系プローリング、構造用ハイル、乗成材、単板模階材、MUF、ハーナイグル ボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散		チル」は「は心以政にのリンTritt小竹牌八大帜刊口音」で重自見へは思じ提出すること。
	め監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		ボート、その他の不負達材、ユリア倒脂板及び仕上げ塗材は、ボルムアルテヒトを発散 しないか、発散が極めて少ないものとする。		○○○・○○○・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人		(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極		◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター (A2) よる理想関係者が見かすい場所に提ばるよります。 想要はおれて東京市 トレス提出した
	公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新		(2) 床血材、酸質材、削熱材は、小ルムアルテヒト及びステレンを完散しないが、完散が極めて少ないものとする。		(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
	版)」記載品を指すものとする。		(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮		
			(3) 接着前は、ファル酸ショーファル及びファル酸シュニエアルハインルを含有しない揮 発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、		(1) 区画線工事,舗装工事,標識設置工事,照明灯工事(2) 当初請負金額が200万円未満の工事
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				(4/ コが前貝並微が200万円不何の工事
	(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型		(4) 塗料 (塗り床を含む) は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを	19. 仮設トイレ	   ◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。
	枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理		発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	10. 10.11	ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
	由がある場合にはこの限りでない。		(5)(1),(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等		・当初請負対象金額(設計金額)3千万円未満の工事
			は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる
	(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森				場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
	林で育成した木材」とは次のことである。	15. 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難		・ 当初請負対象金額 (設計金額) 3千万円以上の工事
	(a) 徳島県木材認証制度により,県内産であることが「産地認証」された木材		又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。		原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる
	(b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材				場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
	(3) 受注者は,請負代金額が500万円以上の工事について,県産木材以外の木材を使用する場		◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督		受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければ
	合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に		員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。		ならない。
	監督員に提出し、承諾を得なければならない。				なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
	(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証		◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理		快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用し
	明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。		値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、		やすい仮設トイレのこと。
	(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の		その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。		
	氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。			20. 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合,受注者は,工事監理業務受注者が作成する設計変更箇
	Offilm (fill to b)		◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合		所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。
	◎製材等(製材,集成材,合板,単板積層材),フローリング,再生木質ボード(パーティク		は, 工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直		また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも
	ルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認 (「産地認証」及び 「品質認証」を含む。) が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理		し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。		に、書面により確認すること。
	「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。たたし、機能上、湍給上なと止当な埋 由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承				
	田により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承 諾を得るものとする。		◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者	21. 工事検査及び技術検査	◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査
	時を待るものとする。   また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の		名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。		を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これに
	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」		OSSESSED (645-517-614) (-414-114-114-114-114-114-114-114-114-11		よらないことができる。
	に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月		◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員		当初請負対象額 一般入札工事 低入札工事
	1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認につ		の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。		3千万円未満 - 1回
	いては、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日		◎計略等にようかければ確認であかいて本(如□\ については、ユニロムがミニホキ(サーミニホ		3千万円以上5千万円未満 - 2回
	より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木		◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書 に記載)を提出し、監督員の必諾を受け試験を行い、その結果を報告し必認を得ること		5千万円以上1億円未満 1回 2回
	材であることの証明は不要とする。		に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 		1億円以上 2回 3回
					(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
					(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
	◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品				かいコレーナには、 はハコレーナのバツー子で 2・10
	の仕様及び指定工法による。				│ │ ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約
					一
					   ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
					   ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査
					を実施する。
					   ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確
					認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施につい
					て監督員と協議すること。
			工事名	ා ලෝ ස	番号
	徳島県県土粋備部営絲課		上	7 7	#_02 1級建築十巻録
			八〇白帽 版四间末间等于权 版。		
			図面名 営繕工事共通仕様書(2)	縮尺	A2:100 % 会社 <b>ハリシモロス ロ</b>

章  項 目	特 記 事 項	章  項 目	特 記 事 項	章  項 目		特記事項	
22. 完成図等	◎電子納品:対象						
(4)	◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、 設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。) すること。						
港	<ul> <li>◎提出書類</li> <li>・竣工図(製本3部,電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)</li> <li>・工事写真(電子データ2部)</li> <li>・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付,電子データ2部)</li> <li>・保全に関する資料</li> </ul>						
<del>                                    </del>	◎しゆん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。						
	◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の 出来形が写真で的確に確認できること。						
	<ul> <li>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</li> <li>区分サイズ</li> <li>着手前カラー、手札版又はサービスサイズ施工中カラー、手札版又はサービスサイズ完成写真カラー、手札版又はサービスサイズ</li> </ul>						
	◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。						
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。						
	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。						
24. 火災保険	<ul> <li>◎火災保険</li> <li>本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款第55条)(1)対象物工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。(2)付保除外工事次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)(3)付保する時期及び金額</li> </ul>						
	鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、 請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長 する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払 の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。						
25. 公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。						
	受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者 (当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めな ければならない。						
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合((2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。						
	(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。						
	徳島県県土整備部営繕課	1		: 徳・城東 トイレ改修工事建築	図面番号 共-03 株式	1級建築±登録   建設計 第126265号	
			図面名 営繕工事共通仕様書(3)	å å	宿尺 A2:100 % 会社 <b>人</b> NO SCALE A3:70.7%	川端壮一郎	

# 建築工事特記仕様書

# 1章 一般共通事項

#### 1. 施工条件

- ・工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則的に施工出来ない。
- また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。
- ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。
- ・工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せをおこなうものとする。
- ・工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
- ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程調整及び確認を行う。

#### 2. 重要備品等 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・無)

#### 3. 施工調査 ◎調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。

## 4. 交通誘導警備員 ◎交通誘導警備員

- 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。
- ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
- (義務付けられている。・義務付けられていない。)
- ・警備員は、延 20人(うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。
- | 音順東は、塩・セベイングはと日田音画東マンペミルス・マッツ | 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示すること。
- ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、
- ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

## 5. 産業廃棄物の処理 ◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

当該下請負工事(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜,円)	単位
コンクリート (無筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	8. 8	1, 200 12, 000/10t車	t
コンクリート (有筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	8. 8	1,500 15,000/10t車	t
金属 (処分)	(株)旭金属	0	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	4. 0	0 .	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	12. 6	5, 640	t
木材	(有)徳島興産	0	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	5. 2	10, 000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	12. 6	35, 000	t
石膏ボード	(株)オオタ	0	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	5. 3	20, 000	t
アスベスト含有建材	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	88. 6	36, 000	m3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えない、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、

処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。

ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする. 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

# 6. 有価材の処理

# ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ)

② 古物商で適切に処理すること。

# 7.他工事との 取り合い

◎他工事と取り合い区分

項目	建築	電気	管	その他	備考
梁・壁・床スリーブ入れ		0	0		
同上穴埋補修		0	0		
スリーブ開口補強(鉄筋)	0				
同上(リンブレン等)	0				
床・天井点検口	0				
設備器具天井開口墨出		0	0		
同上切り込み及び開口補強	0				
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			0		
壁掛小便器取付壁(ライニング)の補強	0				
給排気ガラリ取付け			0		
設備機器撤去		0	0		
手摺、鏡撤去、消毒ディスペンサー取外し	0				
設備撤去部の孔埋め		0	0		
和便器及びスラブの撤去、スラブの復旧	0				
トイレブースパネルの加工、補強	0				
(電気配線用の空配管、器具取付け用補強等)					
設備盤を軽量鉄骨壁下地に取付ける箇所の下地補強	0				

徳島県県土整備部営繕課

#### 8. 技能士の適用

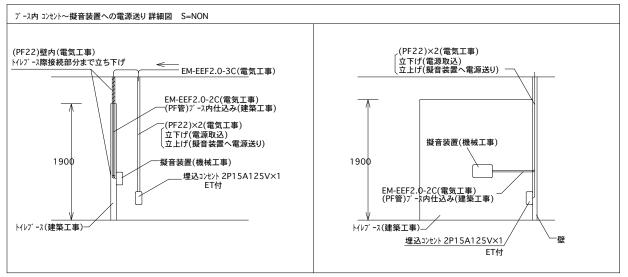
◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

#### 〇印…適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・とび作業	E4274611	建築板金	· 内外装板金作業
鉄筋	鉄筋施工	<ul><li>鉄筋組立て作業</li></ul>	屋根及びとい	かわらぶき	<ul><li>かわらぶき作業</li></ul>
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	金属	建築板金	· 内外装板金作業
型枠	型枠施工	<ul><li>型枠工事作業</li></ul>	左官	左官	· 左官作業
鉄骨	鉄工	<ul><li>構造物鉄工作業</li></ul>		建具製作	· 木製建具手加工作業
	防水施工	・ アスファルト防水工事作業			<ul><li>木製建具機械加工作業</li></ul>
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	建具		<ul><li>アルミ製室内建具製作作業</li></ul>
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業		サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業
防水		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	塗装	塗装	• 建築塗装作業
107八		・ セメント系防水工事作業			<ul><li>プラスチック系床仕上げ工事作業</li></ul>
		・ シーリング防水工事作業	内装	内装仕上げ施工	・ カーペット系床仕上げ工事作業
		・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業			<ul><li>鋼製下地工事作業</li></ul>
		・ 改質アスファルトシート常温粘着工法			○ ボード仕上げ工事作業
		防水工事作業			・ カーテンエ事作業
					<ul><li>木質系床仕上げ工事作業</li></ul>
		• FRP防水工事作業		表装	· 表具作業 · 壁装作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	配管	配管	• 建築配管作業
木	建築大工	<ul><li>・ 大工工事作業</li></ul>	植栽	造園	<ul><li>・ 造園工事作業</li></ul>
			機械設備	冷凍空気調和機器施工	<ul><li>冷凍空気調和機器施工作業</li></ul>



※各工事間の接続方法については、詳細を工事間で打合せ調整のこと ※(PF管)ブース内仕込み(建築工事)についてはPF16~19としメーカー仕様による

工事名	図面番号		
R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	A-01	株式 ┃╻┃ <b>2-3- =-几 =-</b> 上	1級建築士登録
	縮尺 NO SCALE A2:100 %	紫 川建設計	第126265号 川端壮一郎
特記仕様書 1	NU SUALE A3:70.7%		7 · 1 · 104 100 -4-

2章 改修仮設工事 1. 敷地の状況確認

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、

監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 3. 足場等

①労働安全衛生法に基づく構造規格

②(一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの 以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに

所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎外部足場(種類:くさび型足場)W900を並列し昇降階段付きとする

◎内部足場 種類:脚立足場

◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎ゲート(有・無、仕様:キャスターゲート H=1.8m、W=5.0m)

◎足場等の設置業者は、関連工事の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。

◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:ネット状養生シート防炎1類) 4. 養牛

◎仮間仕切りは、(A種・<u>B種</u>・ C種)とする。
 ・片面石こうボード(厚12.5、表面仕上なし、充填剤なし)

5. 監督員事務所 ◎監督員事務所は(設ける・ 設けない)

ただし、施設管理者と協議すること。 6.工事用用水、電力等 ◎既存電力利用(出来る・<u>出来ない</u>), 電力料金(有償・ 無償)

ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・ 出来ない), 用水料金(有償・ 無償)

7. 工事車両用駐車場 ②同用地は、 (図示の場所に)、用意していないので業者にて) 設けること。 資材置場・ ちょし ない無理をした様子スート

ただし、施設管理者と協議すること。 現場事務所用地等

駐車場等でこれより多く必要とする場合は、受注者にて設けること。

#### 3章 躯体工事(1)土・地業工事

◎使用土は《A種、B種、C種、D種)とし、機器により締め固める。 1. 盛土

砂利・砂及び 捨コンクリート 地業等

◎材料は、市場品とする。

・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。

・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシャラン)とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
再生クラッシャラン	土間コン下	図面参照	RC30

・締固めは、ランマ-3回突き、振動コンパクタ-2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。

◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2)とし、厚さは、50mmとする。

◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15㎜以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250㎜、断熱材のある場合ののみ込みは400㎜以上とする。

◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

# 3章 躯体工事(2)鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状:格子 寸	法:150×150 径:6

# 2. 材料試験

◎材料試験は行わない。

ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること

3. 継手及び

◎鉄筋の継手は( 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 )とする。

◎ はまる。 ◎ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行った

ものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。

4 鉄筋のかぶり 厚さ及び間隔 ◎各部の配飾は、図示による。図示されていない場合は、標什参考図[1節-基礎及び基礎型の配飾]〜[7節-梁貫涌孔その他配飾]による。

5. 配筋検査

◎主要な配筋は、コンクリート打ち込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6. あと施工 アンカーT事

◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、

監督員の承諾を受けること。

◎埋込み配管等に当たった場合は 直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。

● 数筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと、中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ● あと施工アンカーは((金属系アンカー)・接着系アンカー)とする。

金属系アンカー

3章 躯体工事(3)コンクリート工事

1. 一般事項 ◎コンクリートの種別

⊙ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

・Ⅱ類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)

#### ◎設計基準強度

コンクリ	J-ト 種類	設計基準強度Fc (N/mm2)	調合管理強度Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験 の有無	種別	気乾単位 容積重量(t/m3)	適用箇所
普	通	18	18	15	無	I類	2.3t/m3程度	土間コン・嵩上コン
普	通	21	21+(S)	18	有	I類	2.3t/m3程度	スラブの和便器・床点検口 開口補修、面台撤去床補修部

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正値 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正値 (S) は、標仕表6.3.2 によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験

コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

第4调強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。

ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの ©コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 仕上がり ○今振井を振を用いる打ち放し仕上げの練別は (A 図 C) 練レオス

◎合板せき板を用いる打ち放し仕上げの種別は、(A, B) C)種とする。

◎コンクリートの仕上がりの平たんさは、標仕表6.2.5による。

◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント・混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。

◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグを使用(できる、できない)

◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする

◎コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

◎試練りは(行う・行わない)

1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3. Okg以下にする。

2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント

[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3)安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材の

アルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディ ミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。

◎混和材料は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. レディミクスト ②工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。 コンクリート工場 の指定

5. 型枠

3. 普通

コンクリート

◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂製・打込み型枠・ブロック)とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
6.8.2(2)(イ)		なし			和便器・床点検口 開口補修

4章 建具改修工事 1. 一般事項

◎外部に面する建具は、建築基準法施行令、及び「屋根葺き材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき安全性

◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。

◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。

◎防火戸の指定は建旦表による

◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 鋼製建具

耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	備考
					図面参照	亜鉛めっき鋼板	

◎鋼板は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量はZ12又はF12を満足するものとする。 なおあらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。

◎鋼板類の厚さは建具表による。 ◎製造所・評価名簿による。

4. 建具金物 ◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。

◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。

◎既成又はこれに準ずる建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。

図面番号 R6営繕 徳島商業高等学校 徳·城東 トイレ改修工事建築 図面名

紫 川建設計

1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎

徳島県県土整備部営繕課

特記仕様書 2

NO SCALE A2:100 % A3:70.7%

#### 5. ガラス

<b>⊚</b> ‡	反ガラス			
	種類	品種	厚さ	備考
	型板強化ガラス	学校用強化ガラス(JISR 3206)	4mm	

#### ◎ガラス留め材の種類

建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ		
アルミニウム製建具、木製建具	SR-1 1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による。		

◎シーリング材は、改標仕 表3.7.1による。

◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

## 6. トイレブース

まませのほ数	芯材の種類	脚部	ドアエッジ		****	
表面材の種類	心例の性類	形状	形状	材質	適用箇所	
メラミン樹脂化粧板(パーティクルボード9t裏打ち)	ペーパーコア	ステンレス幅木	Rエッジ	アルミ	一般部	
メラミン樹脂化粧板(下地材発泡ポリプロピレン板1t)	発泡ポリプロピレン/ポリスチレン再生材	幅木なし(T型サポート)	Rエッジ	アルミ	水掛かり部	

◎緊急時外開き機能付きとする。

◎製造所: 評価名簿による.

◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、 監督員の承諾を得るものとする。

# 5章 内装改修工事

◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 1 一般事項

◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

## 2. 撤去並びに下地補修 ◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

①床改修 ・ 既設度仕上げ材の除去 み煙仕6 2 2(1) 参昭

種類	撤去工法	撤去範囲	
ビニル床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	図示による	
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)による	図示による	

・コンクリートマけモルタル南の下地処理 改響仕6 2 2(2) 参昭

<ul><li>コングリート又はモル・</li></ul>	メル <b>囲の下地処理 </b>	(2) 参照
下地の状況	下地処理方法	備考
凹凸部処理	サンダー掛け	
	ポリマーセメントモルタル	
欠損部	モルタルで補修し乾燥後	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が
下地モルタル撤去部	デッキブラシ等で清掃	困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

#### ②壁改修

・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照

間仕切壁撤去に伴う構造体の補修、モルタル塗り ※施工場所は図示による。

塗厚25mm超の場合の補修を (行う・行わない)

	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
	撤去する範囲及び部位により油圧クラッシャ、ダイヤモンドカッター	図示による
L	ハンドプレーカー、アグレッシプウォータージェット等を使用	

# ・木製および軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容			
ボードのみ	身障者WC			

# ③天井改修 改標仕6.4.2参照

撤去区分	既存壁取合の補修範囲及内容
天井下地を含む全面	図示による
ボード面まで	身障者WC

## 3. 床張り用合板等

◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等。ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等

を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	備考
便所床	12	ラワン	1類	1等	下地張り

## ◎構造用合板

施工箇所	厚さ (mm)	等級表板の樹種名		接着の程度 板面の品質		備考	
便所床(ラワン合板下)	12	2級	針葉樹	特類	C-D	下地張り	

# 4. 諸金物

◎構造材及び下地材の釘は、JIS A5508の規格品とする。

◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。

◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は、標性によるが、補助として、日本建築学会木造建築工事標準仕様書を適用する。

**◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」」** 及び「品質認証を含む。) が行われたものを使用する。

ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管 している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

徳島県県土整備部営繕課

# 5. 軽量鉄骨壁下地

◎JIS A6517の規格品とする。

◎スタット、ランナーの種類は、65型・50型とし、改標仕表6.7.1による。 ◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(改標仕表6.7.4(5)による。) ◎ふかし壁下地は乾式壁工法(ボンド併用型)とする。

# 6. 軽量鉄骨天井下地 ◎JIS A6517の規格品とする。

◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。

7. ビニル床タイル張り (JIS A5705) ビニル床シート張り (JIS A5705)

11 55	材種		72. LT	E 7	幅木(巻上げ)		接着剤	施工箇所	備考
材質	種類	記号	色柄	厚さ	材質 厚さ(mm)	高さ(mm)	按相削	ル上回り	川ク
ビニル床シート	織布積層	FS	マーブル	2. Omm			エポキシ樹脂系	廊下他	
防滑性ビニル床シート (トイレ用)	織布積層	FS	マーブル	2. Omm	ピニル床シート巻上げ 厚2.0	60mm	エポキシ樹脂系	便所	防汚性·防滑性

◎ビニル幅木:材質(軟質)・硬質),高さ(60)・75・100),厚さ(1.5mm)

8. せっこうボ−ド その他ボ−ド及び 合板

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さmm	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
化粧せっこうボード トラバーチン模様	天井	突付け	9. 5	準不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄天井下地	910×910
JIS A 6901の規格品							
せっこうボード	壁	突付け	12. 5	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄壁下地	
JIS A 6901の規格品							
強化せっこうボード	壁	突付け	12. 5	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄壁下地	
JIS A 6901の規格品							
積層せっこうボード	天井	下地張り	9. 5	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄天井下地	
JIS A 6901の規格品							
ロックウール化粧吸音板	天井	突付け	9	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄壁下地	
JIS A 6307の規格品							
けい酸カルシウム板	壁	目透かし	6	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄壁下地	
JIS A 5430の規格品	壁	突付け	6	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄壁下地	
メラミン不燃化粧板	壁	目透かし	3	不燃	改標仕6.13.2(4)(5)	軽鉄壁下地	
		(目地シール)				既存タイル・モルタル	
		シリコーン				新設モルタル	
						新設樹脂モルタル	

◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする.ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、 F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

9. モルタル途り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考
タイル撤去部	金ごて	無	無	
床タイル下地	木こて	無	無	
壁タイル下地	木こて	無	無	

◎モルタルは(現場調合材料・ 既調合材料)とする。

◎現場調告材料の場合は改様性6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJS A 6916による。
 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

10. タイル張り ◎セメントモルタルによるタイル張り

施工筒所	形状/寸法	吸水率	による	区分	うわく	ぐすり	役	物	É	<u> </u>	再生材の	耐凍	害性	耐滑	備考
他上面別	(mm)	I類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	適用	有	無	り性	, J
床タイル	モザイク	0				0		0	0			0		0	
壁タイル	100×100				0										

◎タイルの製造所:評価名簿による。 ◎見本焼きを(行う・ 行わない)◎試験張りを(行う・ 行わない)

◎既製調合モルタルの製造所:評価名簿による。

◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

◎有機系接着剤によるタイル張

施工箇所	形状/寸法	吸水率による区分	うわぐすり	役	物	É	<u> </u>	再生材の	耐凍害性	耐滑	備考
	(mm)			有	無	標準	特注	適用		り性	VIII 25
男子便所床	600×800(寸法カット) 厚5〜6	メーカーによる	メーカーによる		0	0			メーカーによる		汚染防止タイル汚垂れ石仕様
	寸法カットは平面詳細図による										寸法カットは平面詳細図による

◎見本焼きを(行う・「行わない).

◎試験張りを(行う・ 行わない)

◎有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又は

ホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする.

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤·

を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.

◎接着力試験を(・行う・行わない)

◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を仕様した断熱材のホルムアルデヒドの放出量は、F☆☆☆☆とする。 11. 断熱材

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、 監督員の承諾を得るものとする。

12. 天井廻り縁 ◎塩ビ製

13. 天井点検口

材種	寸法	<b>⊞</b>	式	外枠	内枠
アルミ製	600 × 600	一般形	屋内用	額縁	額縁

◎製造所: 評価名簿による.

材種	寸法	形	式	備考	
SUS製枠、SUS目地 鍵付き	600 × 600	防臭形	屋内用	張物用	
SUS製枠、SUS目地 鍵付き	450 × 450	防臭形	屋内用	張物用	

◎製造所: 評価名簿による.

15. メラミン ポストフォーム

◎表面材 メラミン化粧板 芯材 耐水MDF仕様 厚20

工事名					凶血番号			
	R6営繕	徳島商業高等学校	徳・城東	トイレ改修工事建築		A-03		林
図面名					縮尺	NO SCALE	A2:100 %	£
		特記仕様	様書 3			NO OUNEL	A3:70.7%	

舞 川建設計

1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎

16. 鏡 ◎防湿性を有するものとする。 寸法:図示×厚さ6mm(中央部フロスト加工)

17. 手すり

	施工箇所	仕様
小便器用	図示による	樹脂被膜タイプ34Φ
L型手すり	図示による	樹脂被膜タイプ34Φ
[型手すり	図示による	樹脂被膜タイプ34Φ

◎図示による 18. 棚板

◎図示による 19. 洗面カウンター

20. サイン ◎図示による

21. セルフレベリング ©セルフレベリング材の種類(せっこう系・セメント系) 材塗り 添り厚さ(図示による)

塗り厚さ(図示による)

並工的所は、(任上表による)・図示による).

③シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする.

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

②1/17樹脂等(1/17樹脂、メラシン樹脂、フェメール樹脂、レン゙ルシンール樹脂で以ばれれスアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルスルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、

監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合 ペイント塗り (SOP)

区分	種	別	下地調整	錆止	め塗料	備考
上方	屋外	屋内	素地ごしらえ	屋外	屋内	OF THIS
新設木部		標仕18.4.2 B種	A種			
既設木部		改標仕7.5.2 B種	RB種			
新設亜鉛メッキ面		標仕18.4.4	B種		A種	鋼製戸・枠
		I	[	1	[	[

3. つや有合成樹脂 エマルションペイント 塗り(EP-G)

	区分	種	別	下地調整	錆止め	か塗料	備考
	<b>运</b> 力	屋外	屋内	素地ごしらえ	屋外	屋内	1佣 右
3	新設モルタル面		標仕18.8.2 B種	B種			
	既設モルタル面		改標仕7.9.2 B種	RB種		[	
-	新設けい酸カルシウム板面		標仕18.8.2 B種	B種		[	
[				]		[	

4. 合成樹脂エマルション ペイント塗り (EP)

	区分	種別	下地調整 素地ごしらえ	備考
ĺ	新設モルタル面	標仕18.9.2 B種	B種	
	既設モルタル面	改標仕7.10.2 B種	RB種	
ĺ	新設けい酸カルシウム板面	標仕18.9.2 B種	B種	
ĺ				

# 7章 環境配慮(グリーン)改修工事

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 1. 一般事項

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸与する・「ない)。◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。

- ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
- 監督員へも結果を提出すること。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

◎表示、掲示は次のとおり行うこと。

- ※収示、物からへのこのションフェーと事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない)。

◎施工計画

- (1) 工事着手前に施工計画書 (関係法令の作業計画内容を含む) を監督員に提出し、承諾を受けること。
- (2) アスペスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスペスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。

- 2.アスベスト含有成形 ◎養生等 板の除去 (1)建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

  - (1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場 (脚立足場)

徳島県県土整備部営繕課

養生種別 (プラスチックシート 厚0.15mm以上)

◎工法

- (1)除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2)除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま「手ばらし」とする.建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
- なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
- ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。

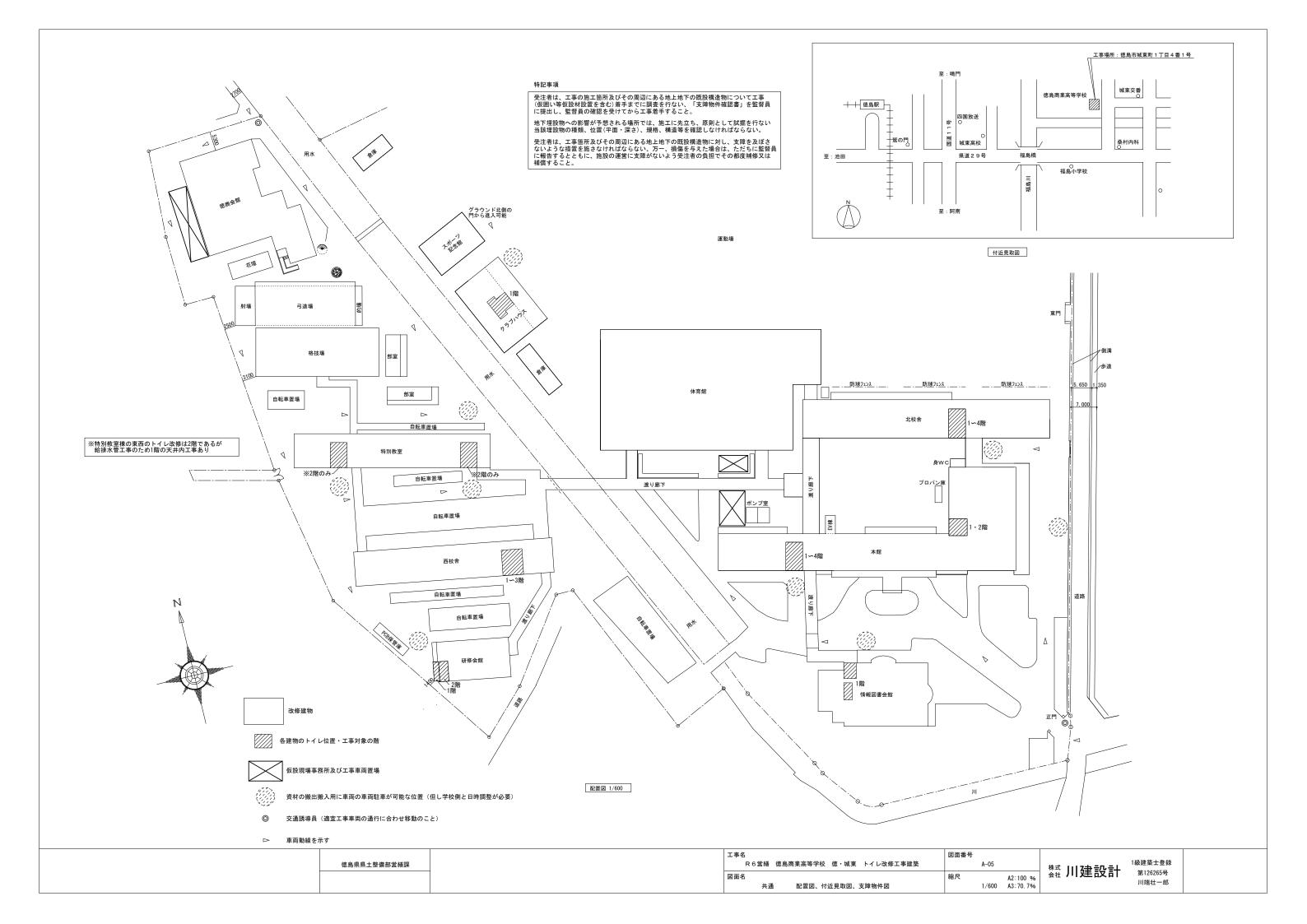
◎除去簡所一覧表

棟	階数	室名	建材種別	面積	調査方法
1a. 本館西	1∽4	洗面・廊下床	ビニル床シート	25. 2m2	みなし
		洗面・便所天井	せっこうボード	115 m2	"
	2∽4	便所床・立上り	アスファルト防水層	15. 6m2	"
1b. 本館東	1∽2	洗面・廊下床	ビニル床シート	11. 5m2	"
		洗面・便所天井	せっこうボード	40. 0m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	3. 8m2	"
2. 北校舎	1∽4	廊下床	ビニル床シート	0. 7m2	"
	2∽4	便所床・立上り	アスファルト防水層	15. 4m2	"
3. 西校舎	1∽3	廊下床	ビニル床シート	2. 2m2	"
	3	廊下天井	せっこうボード	2. 6m2	"
	2, 3	便所床・立上り	アスファルト防水層	6. 6m2	"
4. 情報図書会館	1	廊下床	ビニル床タイル	0. 4m2	"
	1	便所壁	けい酸カルシウム板	0. 6m2	"
	1	便所天井	せっこうボード	22. 9m2	
5a. 特別教室東	2	廊下床	ビニル床シート	0. 4m2	"
	2	廊下・便所天井	防火ライト	33. 1m2	"
	1	簿記実習室I天井	ロックウール化粧吸音板	25. 9m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	10. 9m2	"
5b. 特別教室西	2	廊下床	ビニル床シート	0. 5m2	"
	2	便所天井	防火ライト	28. 0m2	"
	1	簿記実習室Ⅱ天井	ロックウール化粧吸音板	34. 3m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	14. 3m2	"
6. 研修会館	1	洗面床	ビニル床タイル	0. 2m2	"
	2	研修室床	ビニル床シート	0. 3m2	"
	1, 2	便所天井	石綿板	17. 9m2	"
	1	洗面天井	ロックウール化粧吸音板	12. 2m2	"
	2	便所床・立上り	アスファルト防水層	2. 4m2	"
7. 徳商会館	1, 2	廊下床	ビニル床タイル	7. 6m2	
	1, 2	廊下・便所天井	せっこうボード	25. 7m2	

◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録

- (1) 施工記録 報告書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 作業計画による作業の記録 は、3年間保存すること。

工事名		図面番	:号			
	R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築		A-04		株式	1級建築士登録
図面名		縮尺		A2:100 %	<sup>株式</sup> 川建設計	
	特記仕様書 4		NO SCALE	A3:70.7%		川端壮一郎



# 下地・塗装・内装仕上凡例

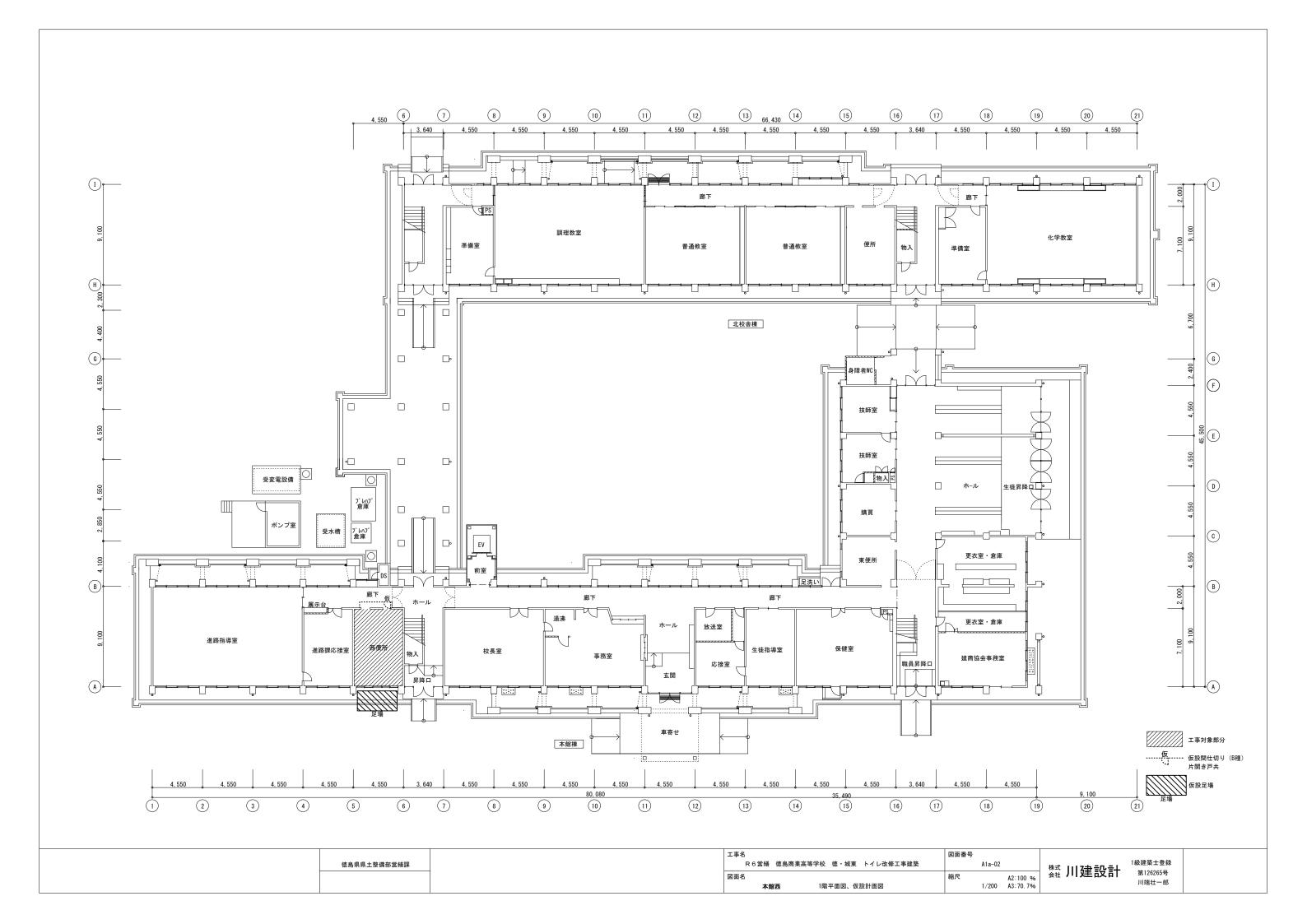
RC	鉄筋コンクリート	FS	ビニル床シート		FK 6	けい酸カルシウム板 厚6(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	SOP	合成樹脂調合ペイント
СВ	コンクリートブロック積み	トイレ用FS	ビニル床シート(トイレ用)		FK 8	けい酸カルシウム板 厚8(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	EP	合成樹脂エマルションペイント
LGS	軽量鉄骨壁・天井下地							EP-G	つや有り合成樹脂エマルションペイント
		GB-R 12.5	せっこうボード 厚12.5	不燃材料	DR 9	ロックウール化粧吸音板 厚9	不燃材料	DP	耐候性塗料
GW50	グラスウール 24K/m3 厚50mm	GB-R 9.5	せっこうボード 厚9.5	準不燃材料				WP	木材保護塗料
AS防水	アスファルト防水 E-2	GB-NC 9.5	不燃積層せっこうボード 厚9.5	不燃材料	MP 000	メラミンポストフォーム面台		VE	塩化ビニール樹脂エナメル
		GB-D 9.5	化粧せっこうボード 厚9.5	準不燃材料					
		GB-S 12.5	シージングせっこうボード 厚12.5	不燃材料	メラミン不燃 化粧板厚3	不燃材料 不燃 NM-2183			
		GB-F 12. 5	強化せっこうボード 厚12.5	不燃材料	<b>♦</b>	アスベスト含有建材			

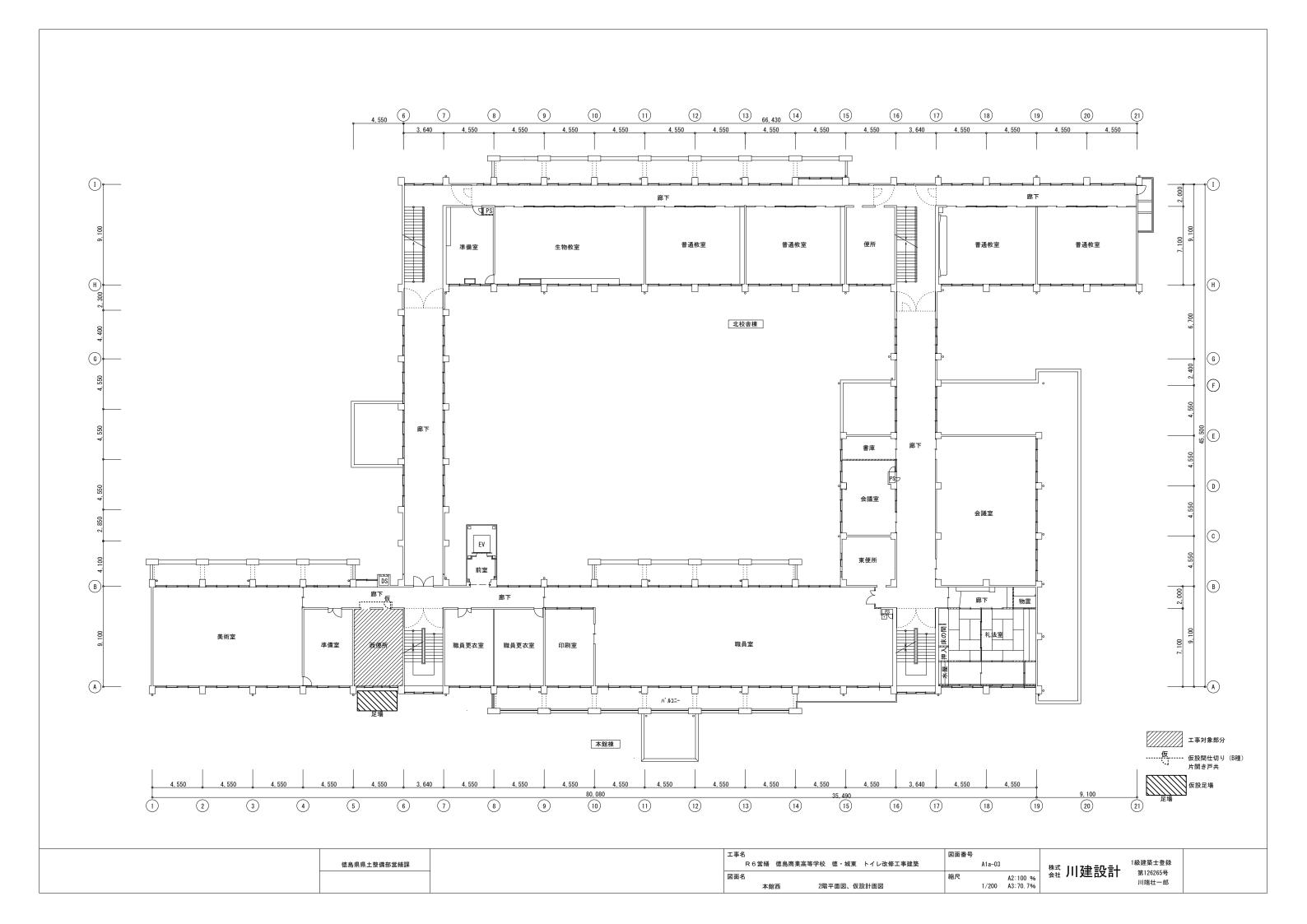
# 内部仕上表

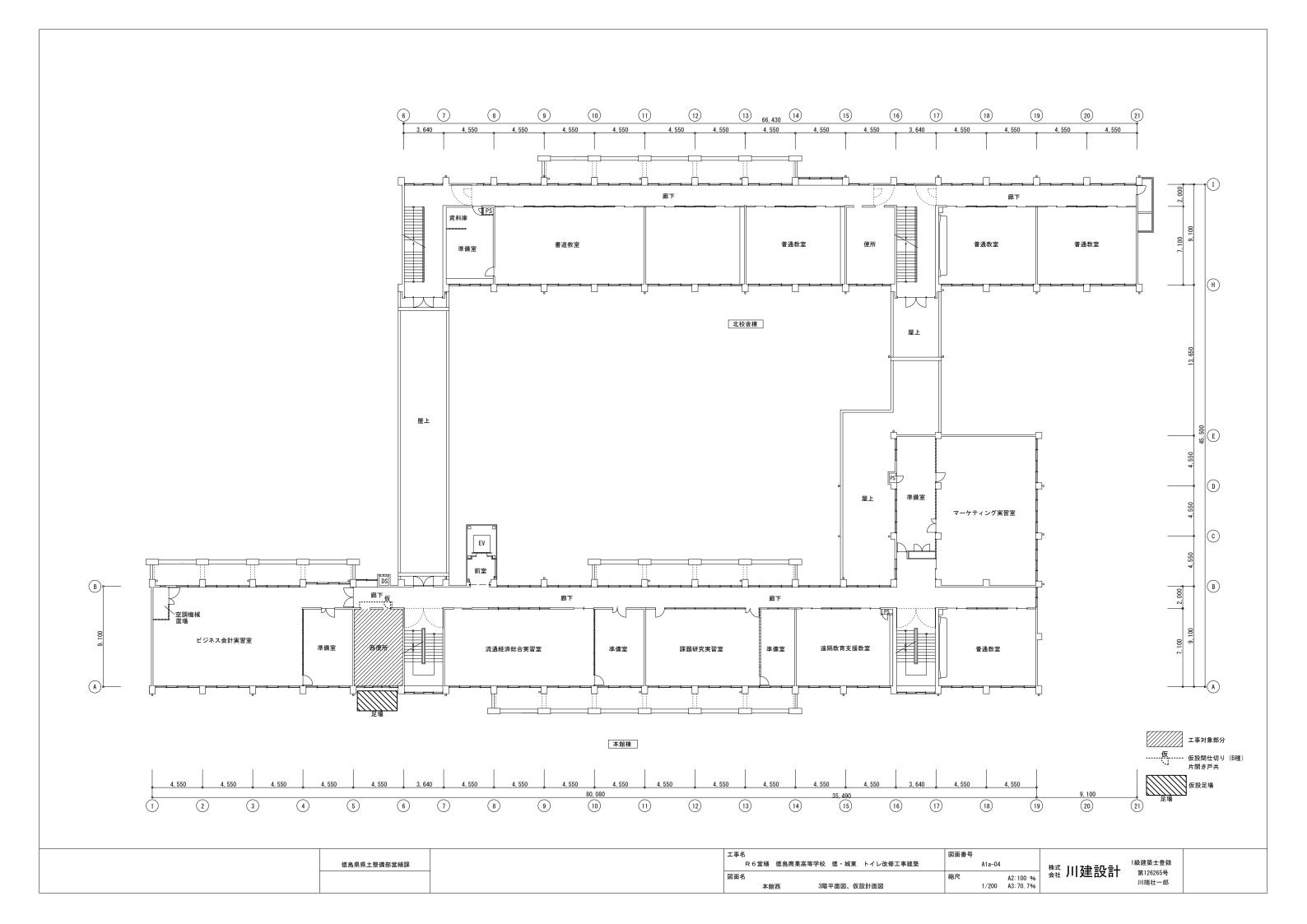
階 室名	改修前後		<del>*</del>	ф			中壁	小		7	天井	СН	備考
		下地	仕上	下地	仕上 75.4.19.19.19.19	下地	仕上	下地	仕上	1.00 = # = # (## ÷ )	00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
1 男女便所 旧男女便所部	改修前	下地モルタル (撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	75角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	75角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(下地処理)	LGS天井下地(撤去)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り(撤去) 塩ビ製廻り縁(撤去)	2400	トイレブ・ス(撤去) テラゾ・一面台・沓摺(撤去) 床点検口(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	鋼製床下地 (新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	タイル(既設) LGS壁下地(新設)	壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設) 壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設)	タイル(既設) モルタル(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)		メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)	LGS天井下地(新設) インサート(新設)	GB-D 9.5張り 突付け(新設) 塩ビ製廻り縁(新設)	2350	バルブース(新設) MP面合(新設) 棚(新設) ಕップ掛け(新設) 床点検口(新設) 天井点検口(新設)
2 男女便所 旧男女便所部	改修前	AS防水(既存残し) パーライトコン(既存残し) 下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同 左	同 左	同左	同 左	同左	同 左	2400	トイレプース(撤去) テラゾー面台・沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	鋼製床下地 (新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同左	同左	同左	同左	同 左	同左	2350	H/Jプース(新設) MP面台(新設)  棚(新設) モッフ <sup>*</sup> 掛け(新設)   天井点検口(新設)
3、4 男女便所 旧男女便所部	改修前	AS防水(既存残し) パーライトコン(既存残し) 下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	75角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同 左	同 左	同 左	2400	トイレプース(撤去) テラゾー面台・沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	鋼製床下地(新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	下地処理 LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	FS H60巻上げ(新設) GB-R12.5+12.5 FS H60巻上げ (新設) GB-R12.5 FS H60巻上げ(新設) 男子便所小便器部のみ 壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同左	同左	同左	2350	トイレプース(新設) MP面台(新設) 棚(新設) ಕ್ರプ掛け(新設) 天井点検口(新設)
1 男女便所 旧男女洗面部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同 左	同左	同 左	同 左	同左	同左	2350	トイルブ・-ス(撤去) テラゾ・-面台・沓摺(撤去) SUS沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS(新設) トイレ用FS(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	 同 左	  同 左	同左	同左	同左	同左	同 左	2350	洗面がンター・水栓・化粧鏡(新設) トイレプース(新設) モップ掛け(新設 天井点検口(新設)
2 男女便所 旧男女洗面部	改修前	AS防水(既存残し) パーライトコン(既存残し) モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	2350	トイルプ・ス(撤去) テラッド-面台(撤去) テラッド-面台・沓摺(撤去) SUS沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS (新設) トイレ用FS (新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	2350	洗面カウンター・水栓・化粧鏡(新設) トイレプース(新設) モップ掛け(新設 天井点検口(新設)
3、4 男女便所 旧男女洗面部	改修前	2階男女便所 旧男女洗面部に同じ	同左	3、4階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同左	同 左	2350	トイレプ・ス(撤去) テラゾ・一面台・沓摺(撤去) SUS沓摺(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	2階男女便所 旧男女洗面部に同じ	同左	3、4階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同左	同左	同左	2350	洗面カウンター・水栓・化粧鏡(新設) トイレプース(新設) モップ掛け(新設 天井点検口(新設)
1~4 掃除具入	改修前	1階男女便所、2階男女便所 旧男女洗面部に同じ	同 左	下地モルタル(撤去)	75角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	75角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル(撤去)	VE塗り(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	2350	
	改修後	1階男女便所、2階男女便所 旧男女洗面部に同じ	同左	LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 ビニル巾木 H60(新設) GB-R12.5+FK6 ビニル巾木 H60 (新設)	LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設) GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左 · ·	2350	モップ掛け(新設)
1~4 廊下	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	ビニル巾木 H100 (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(既存残し、一部撤去)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	LGS天井下地(既存残し	) ◇ GB-R 9底目地張り VE塗り (既存残し)	2880	
	改修後	下地処理	現状維持 FS(一部新設)	モルタル (新設)	現状維持 ビニル巾木 H100(一部新設)	モルタル(新設) モルタル(下地調整)	現状維持 EP-G塗り(新設) EP-G塗り(改修)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	現状維持	現状維持		

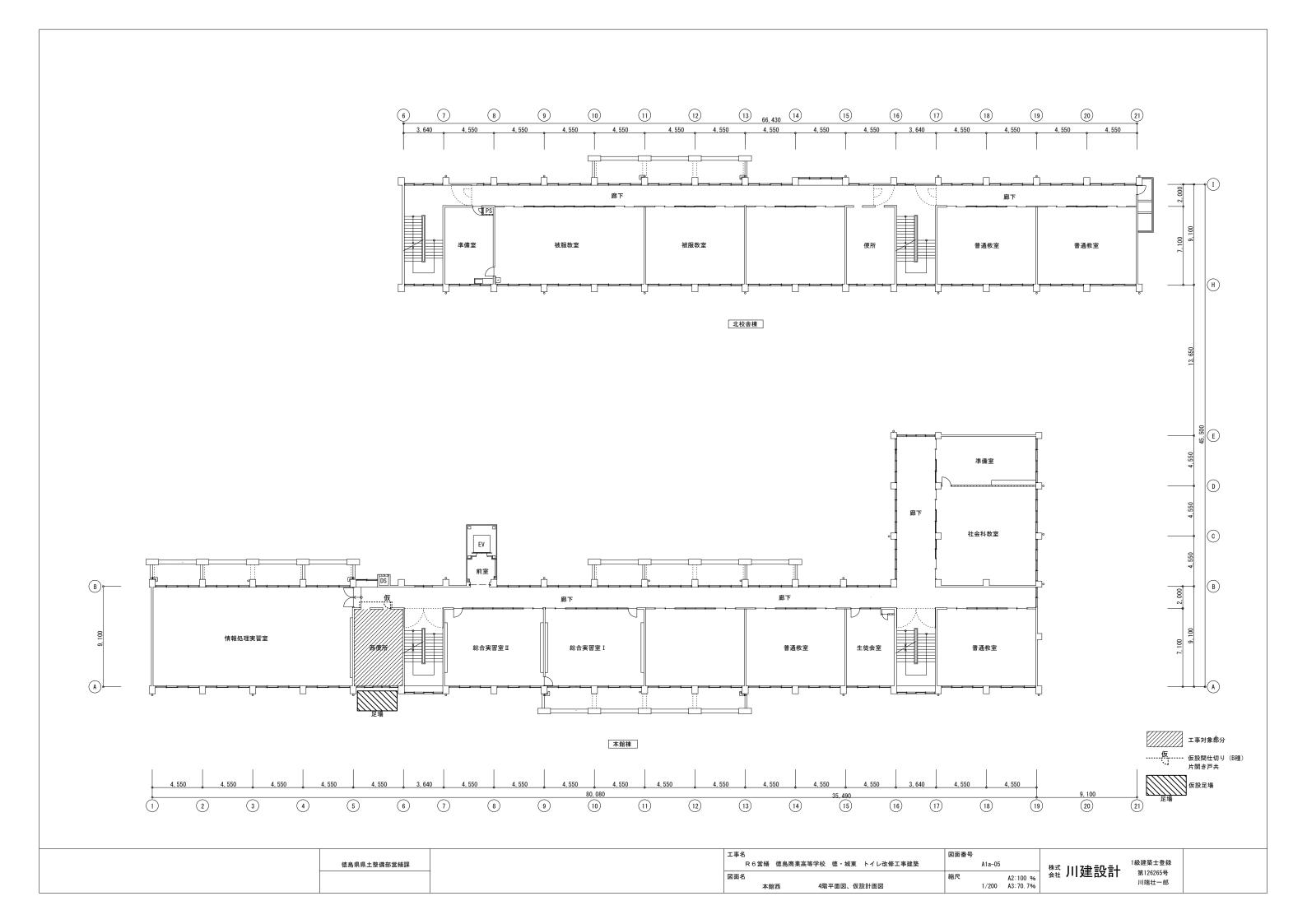
共通事項 LGS天井下地(新設)部は、天井インサート用金属拡張アンカーM10(新設)

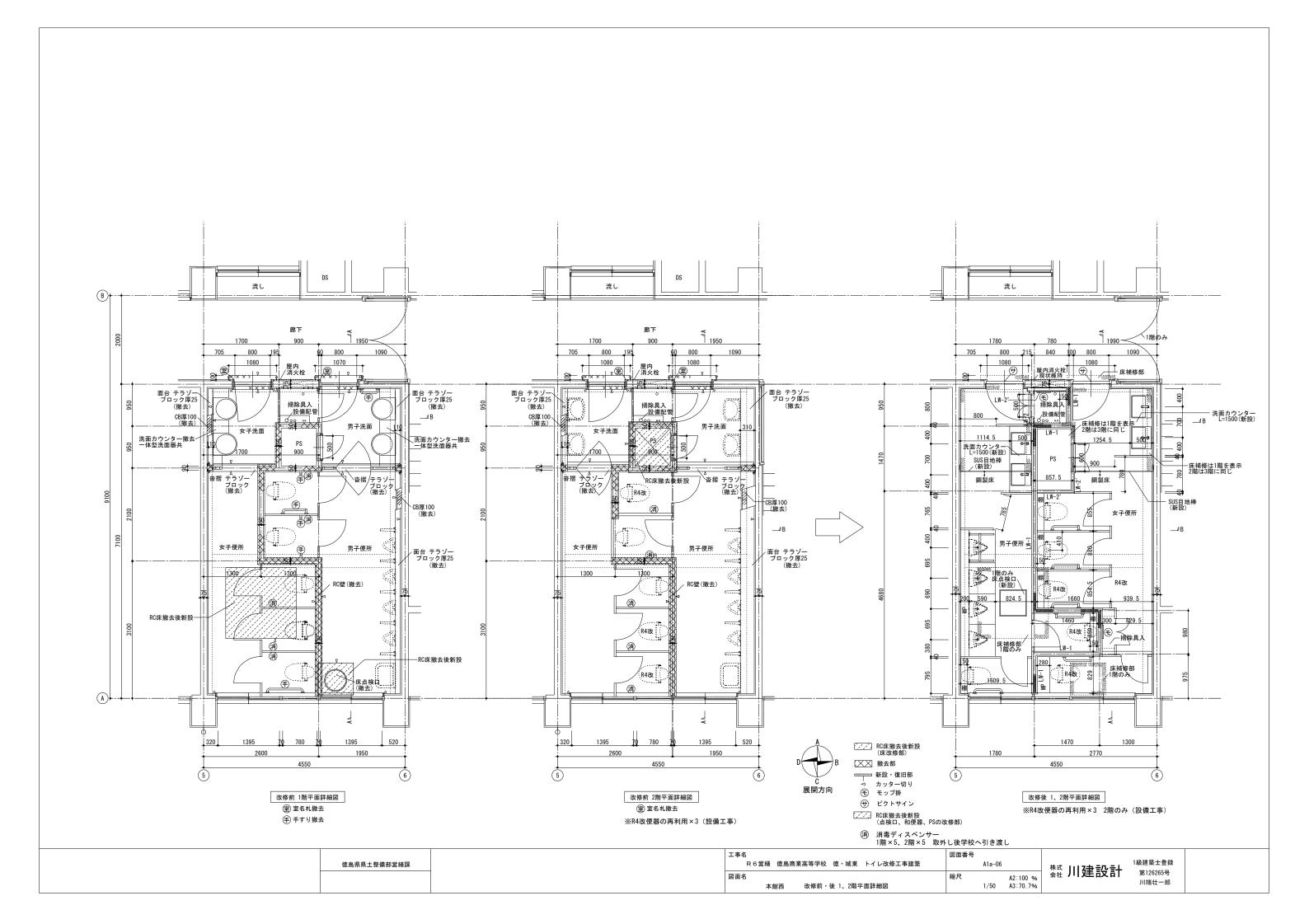
	工事名	図面番号
徳島県県土整備部営繕課	R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	A1a-01 #式 1113中二月二十
	図面名	#式 川建設計 第126265号
	本館西 改修前・後 仕上表	MO SCALE A2:100 % A3:70. 7% 川端壮一郎

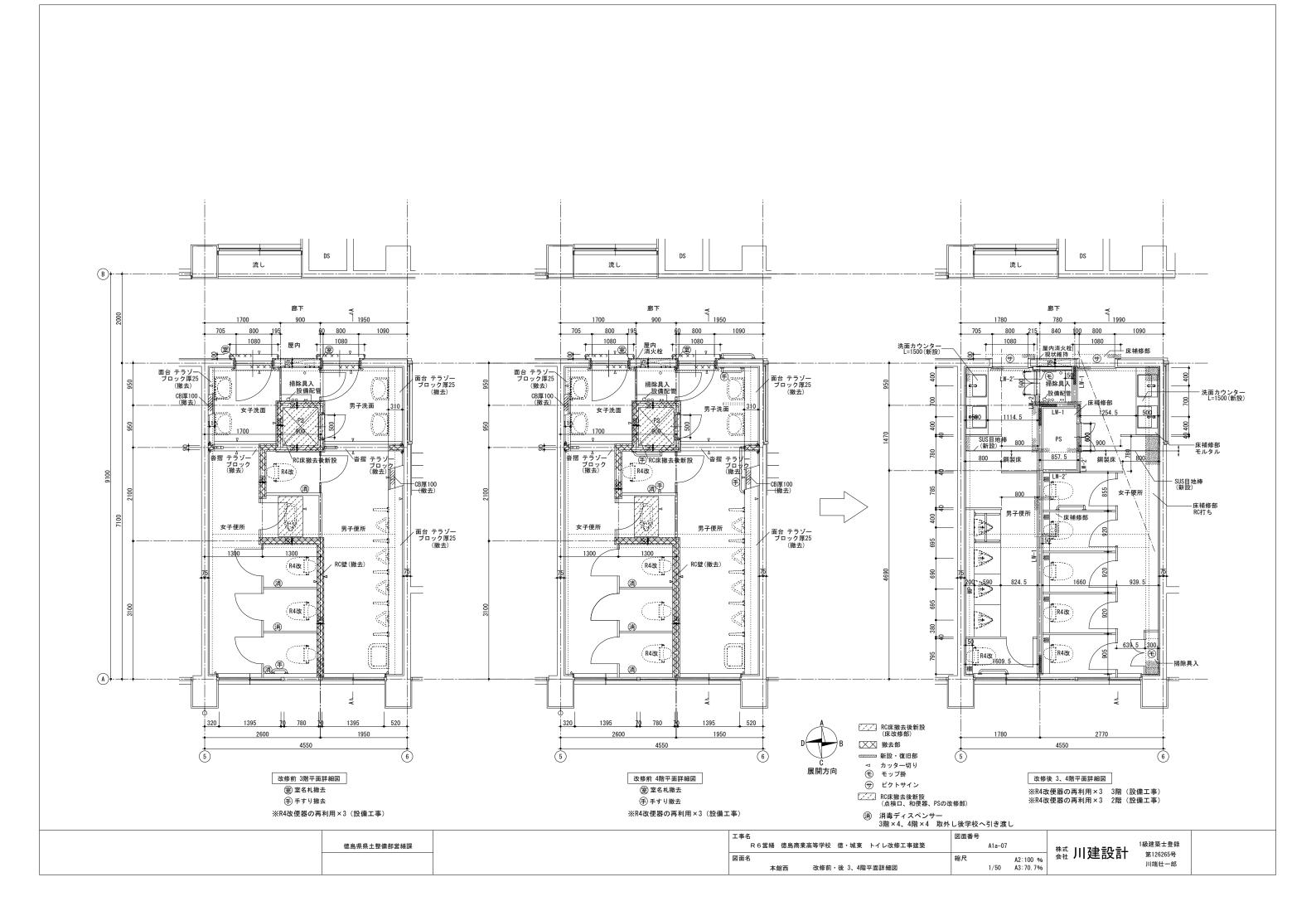


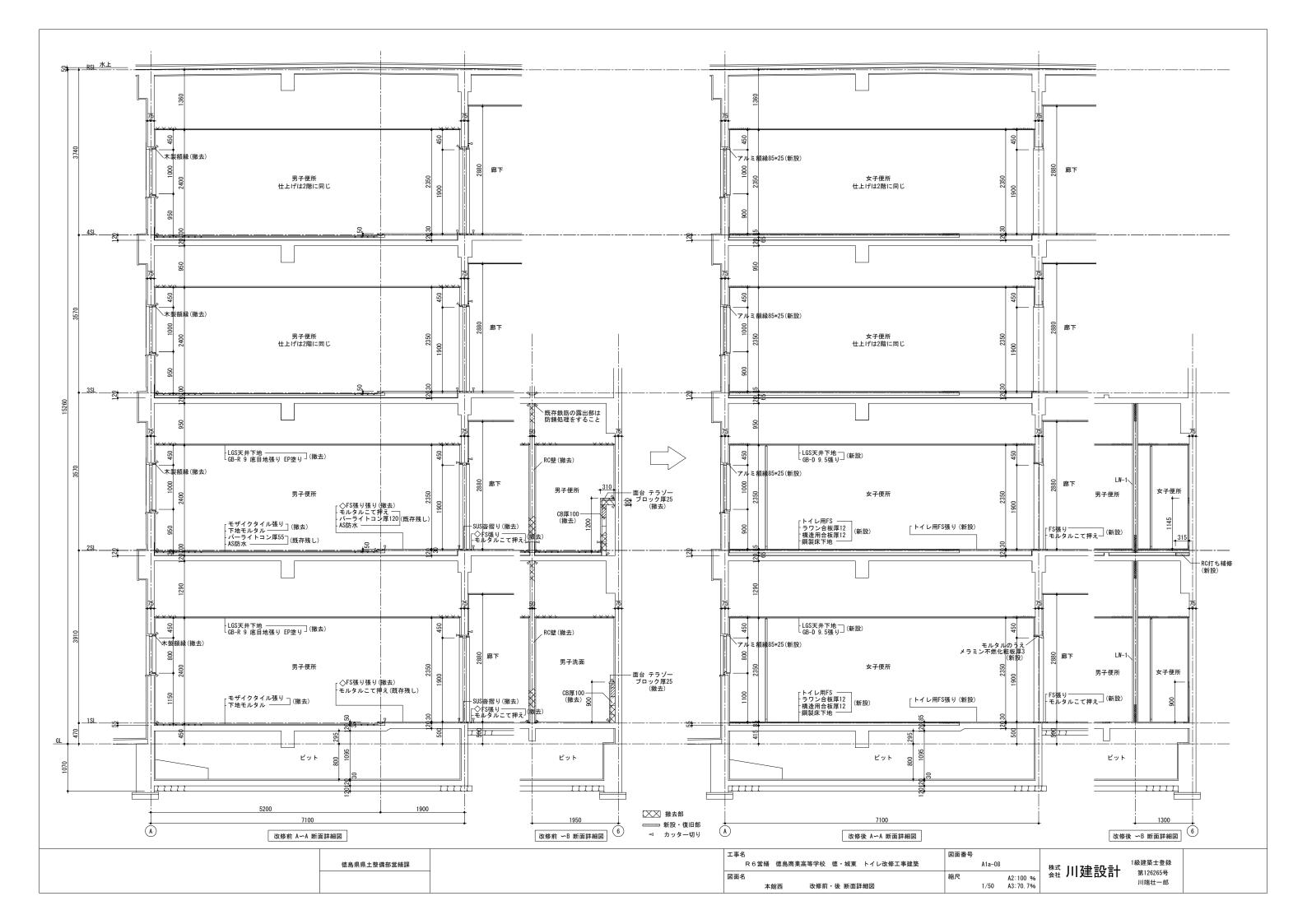


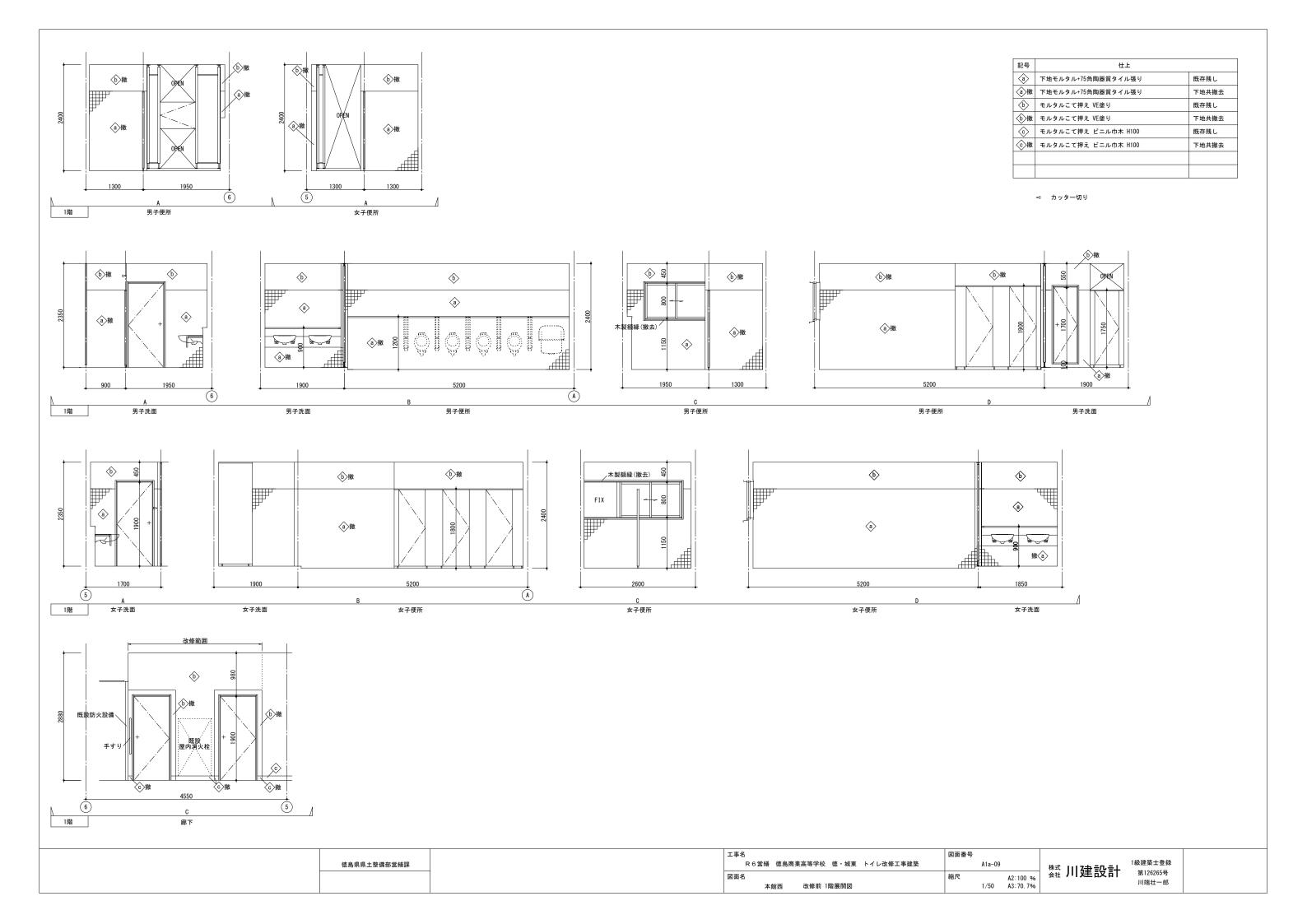


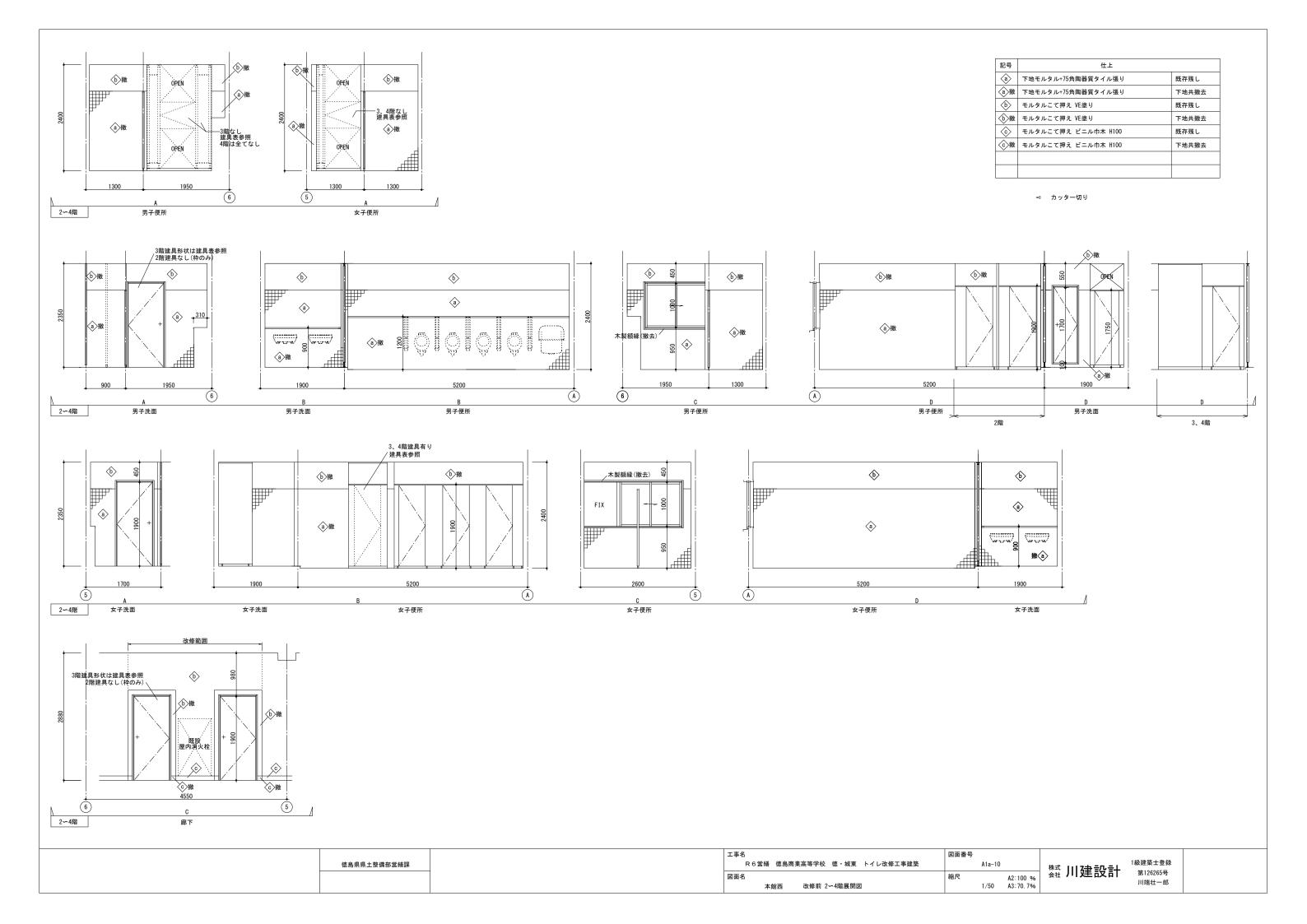


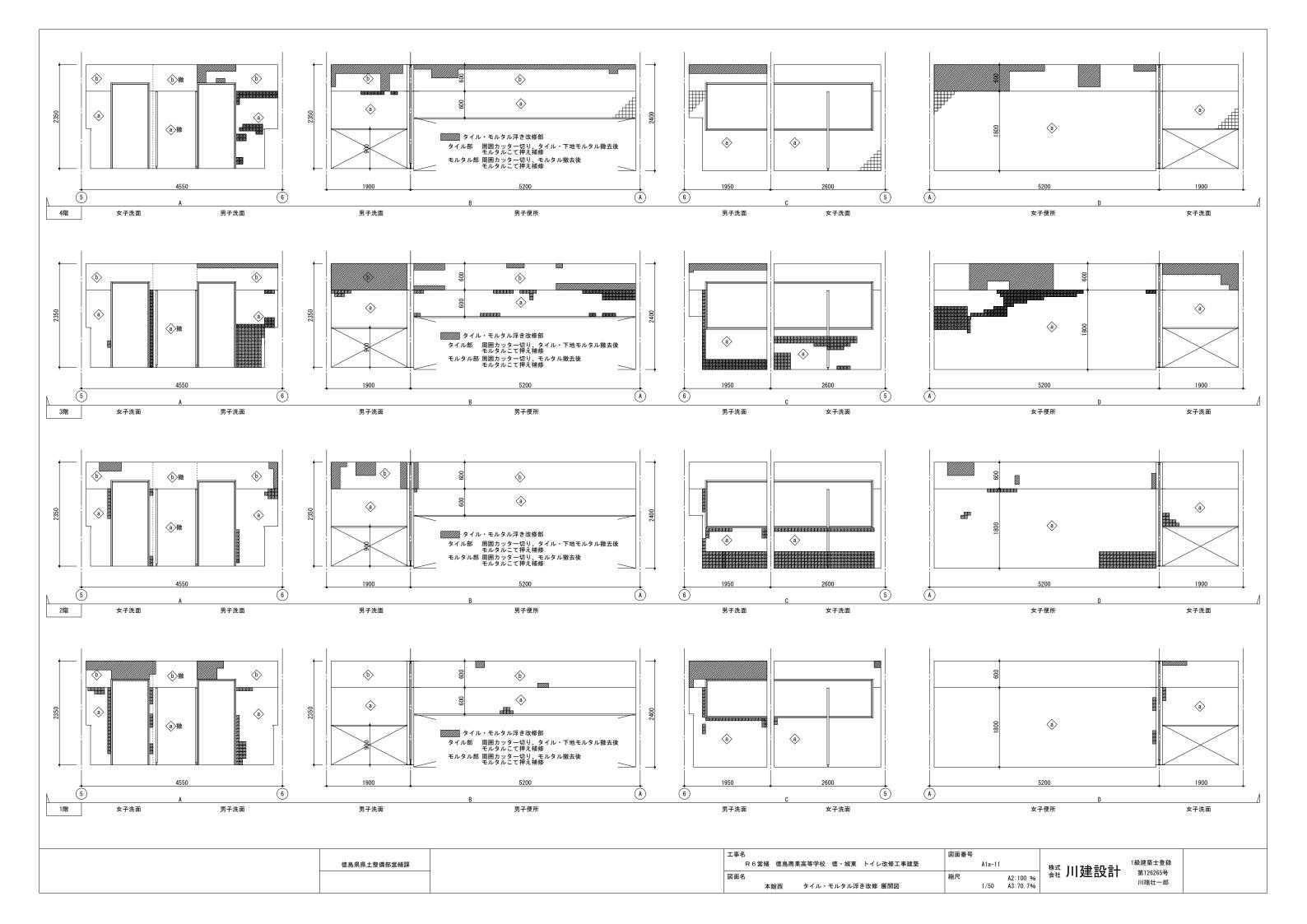


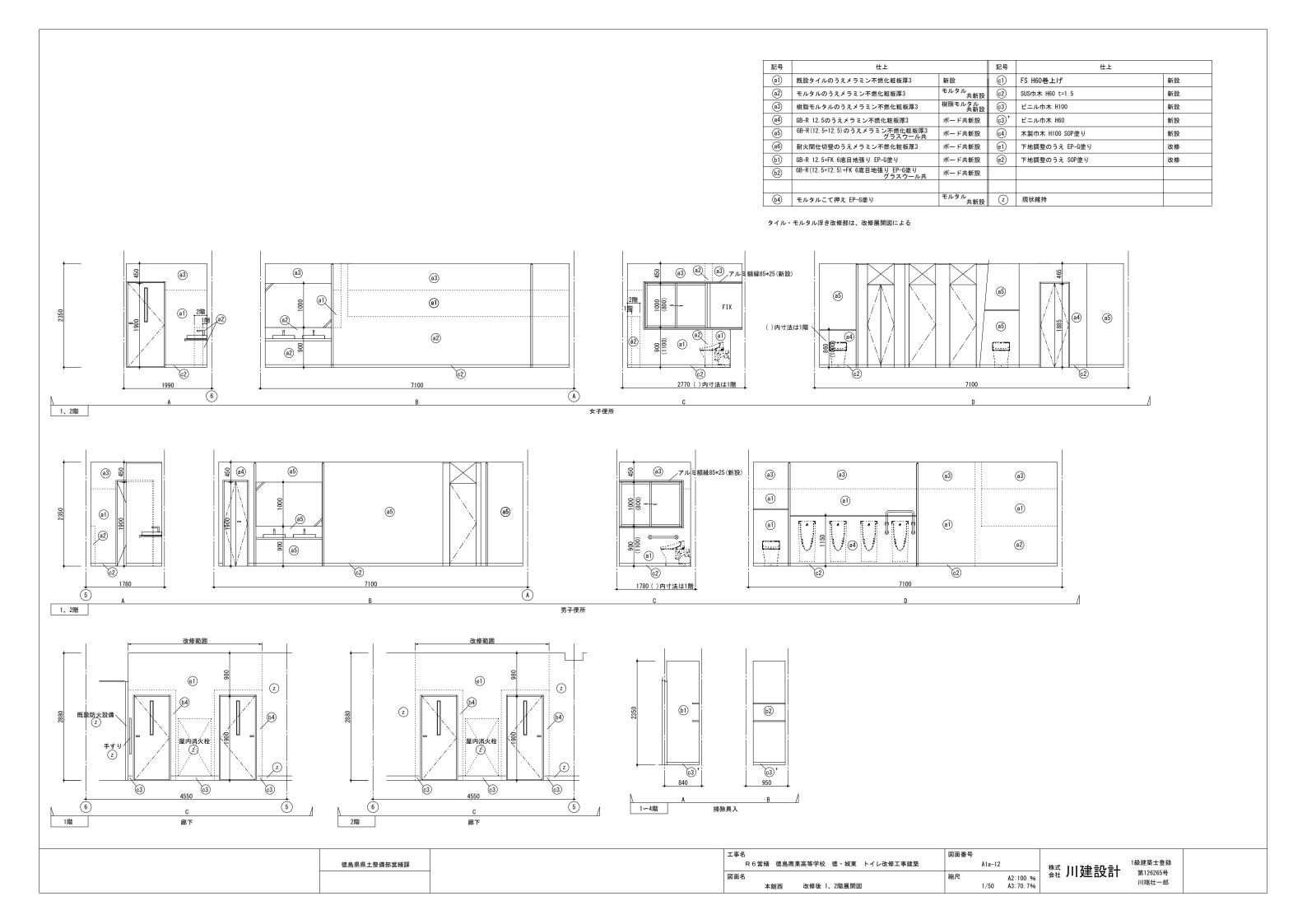


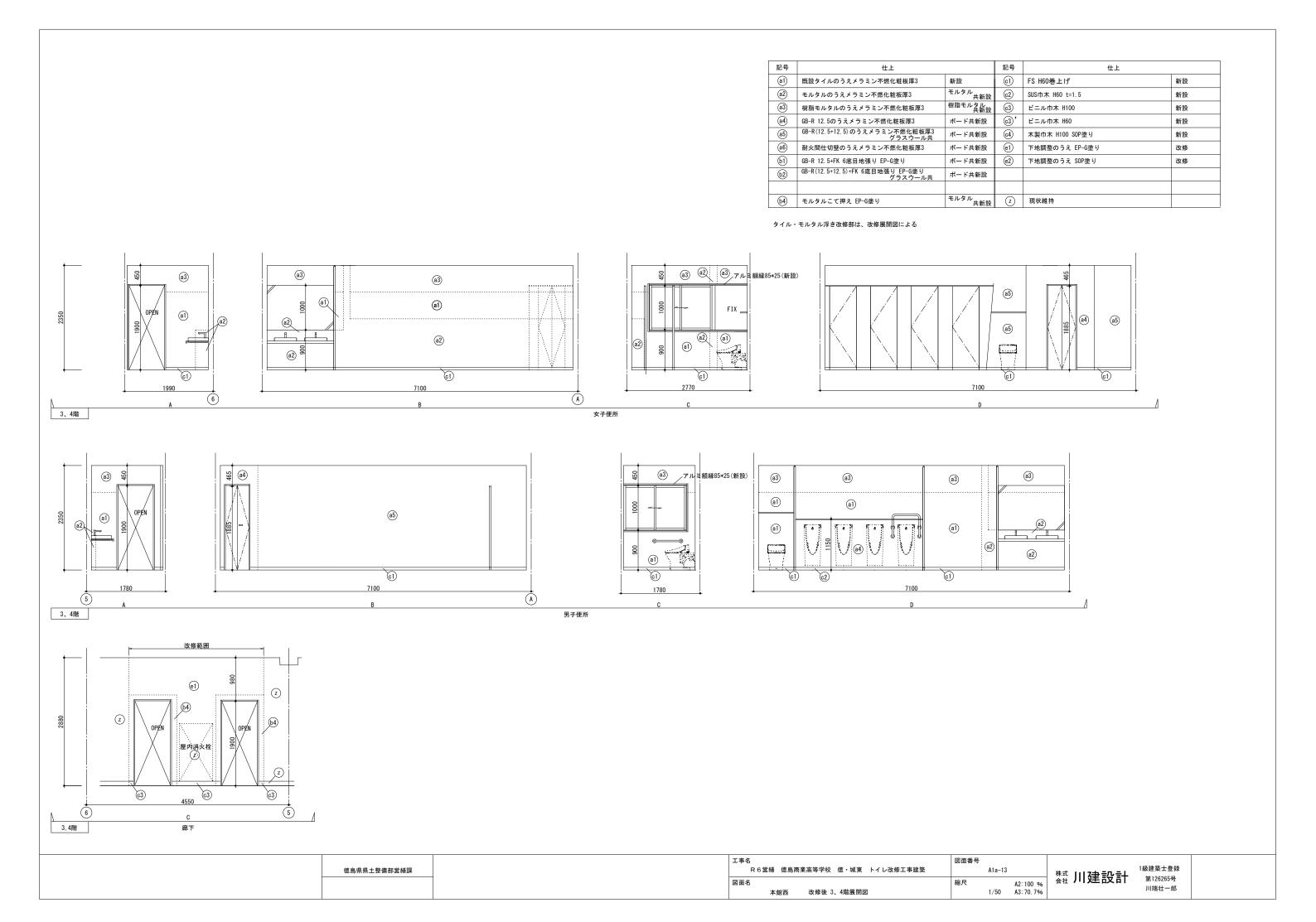


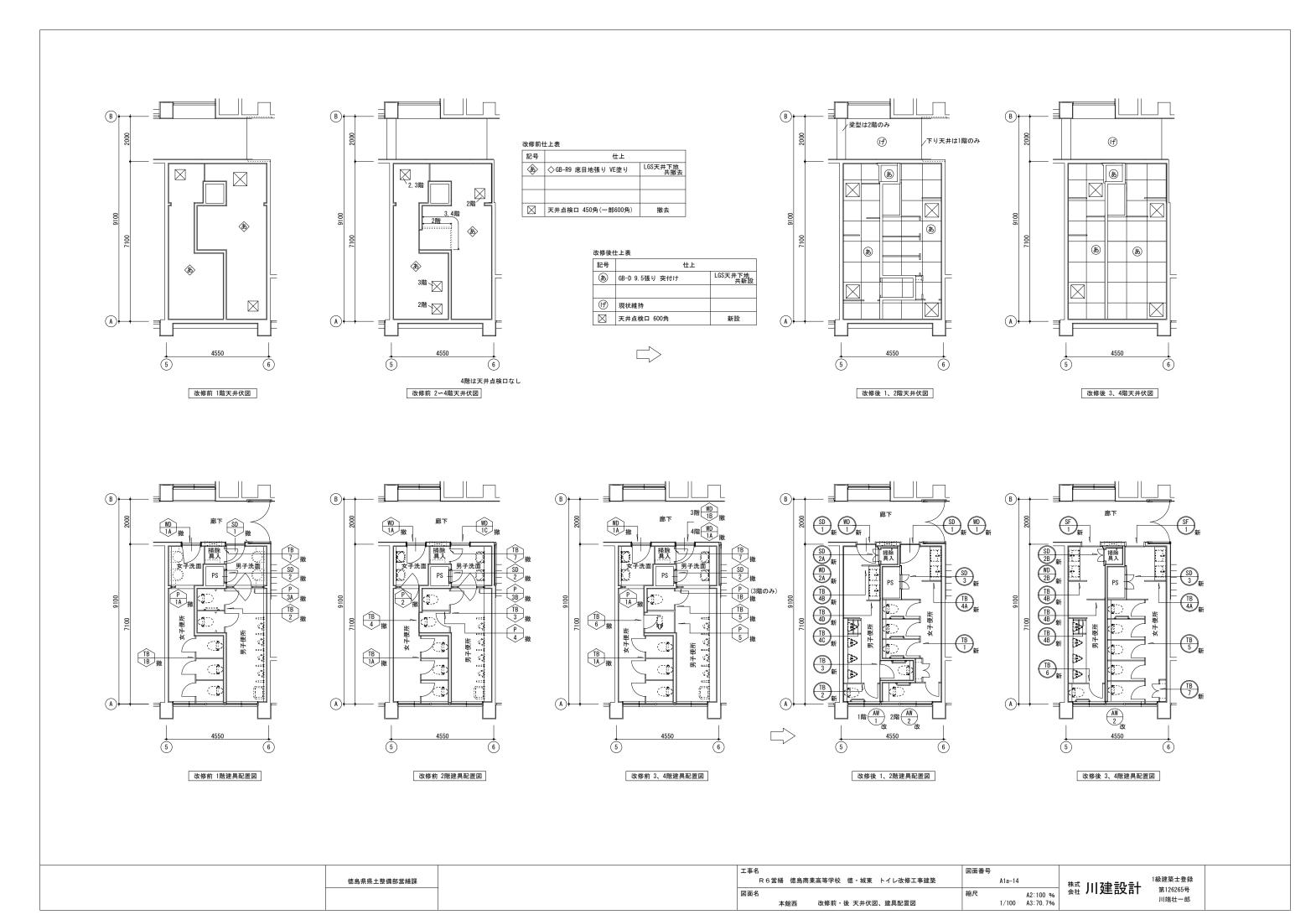


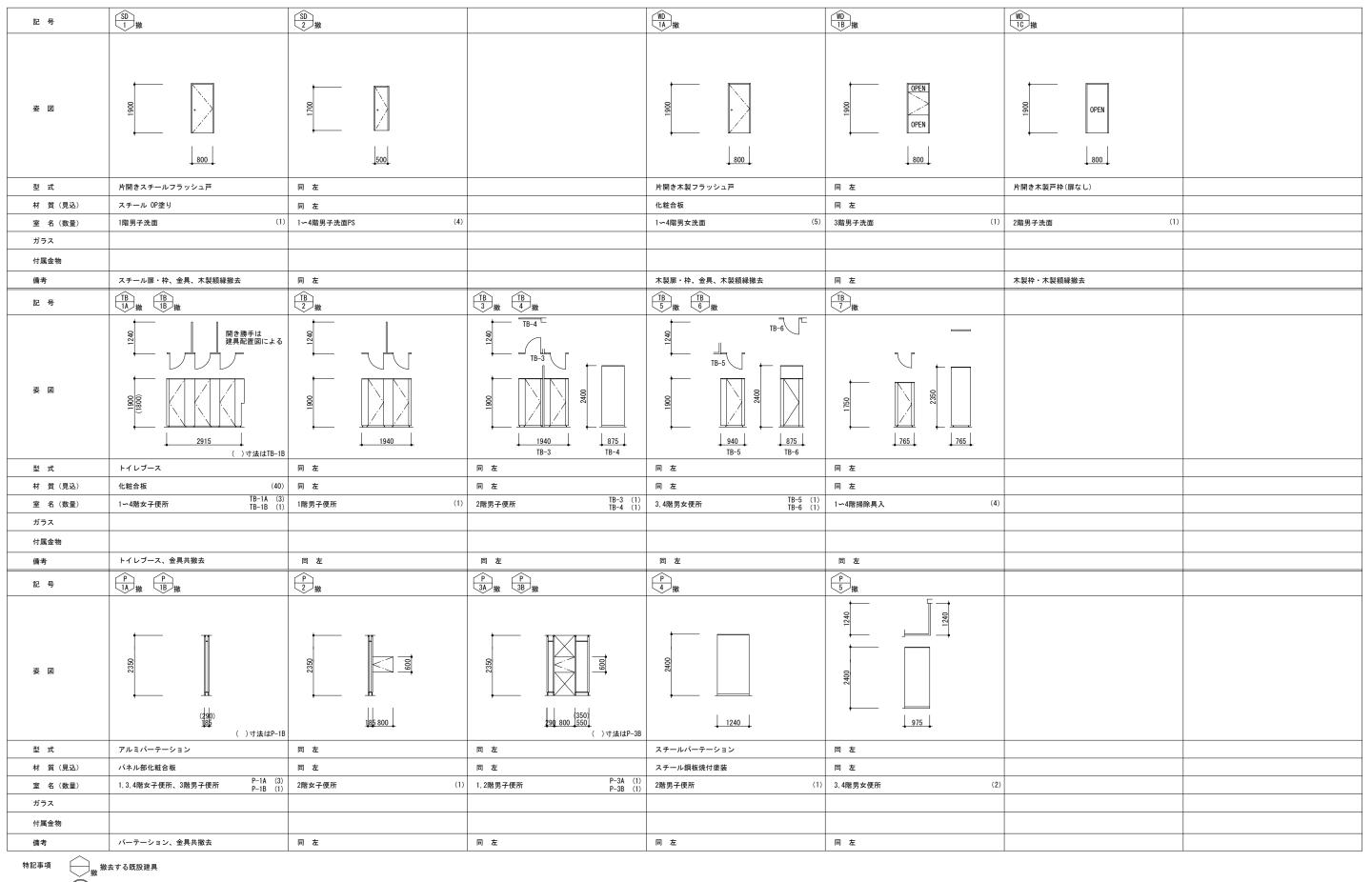












撤去する既設建具

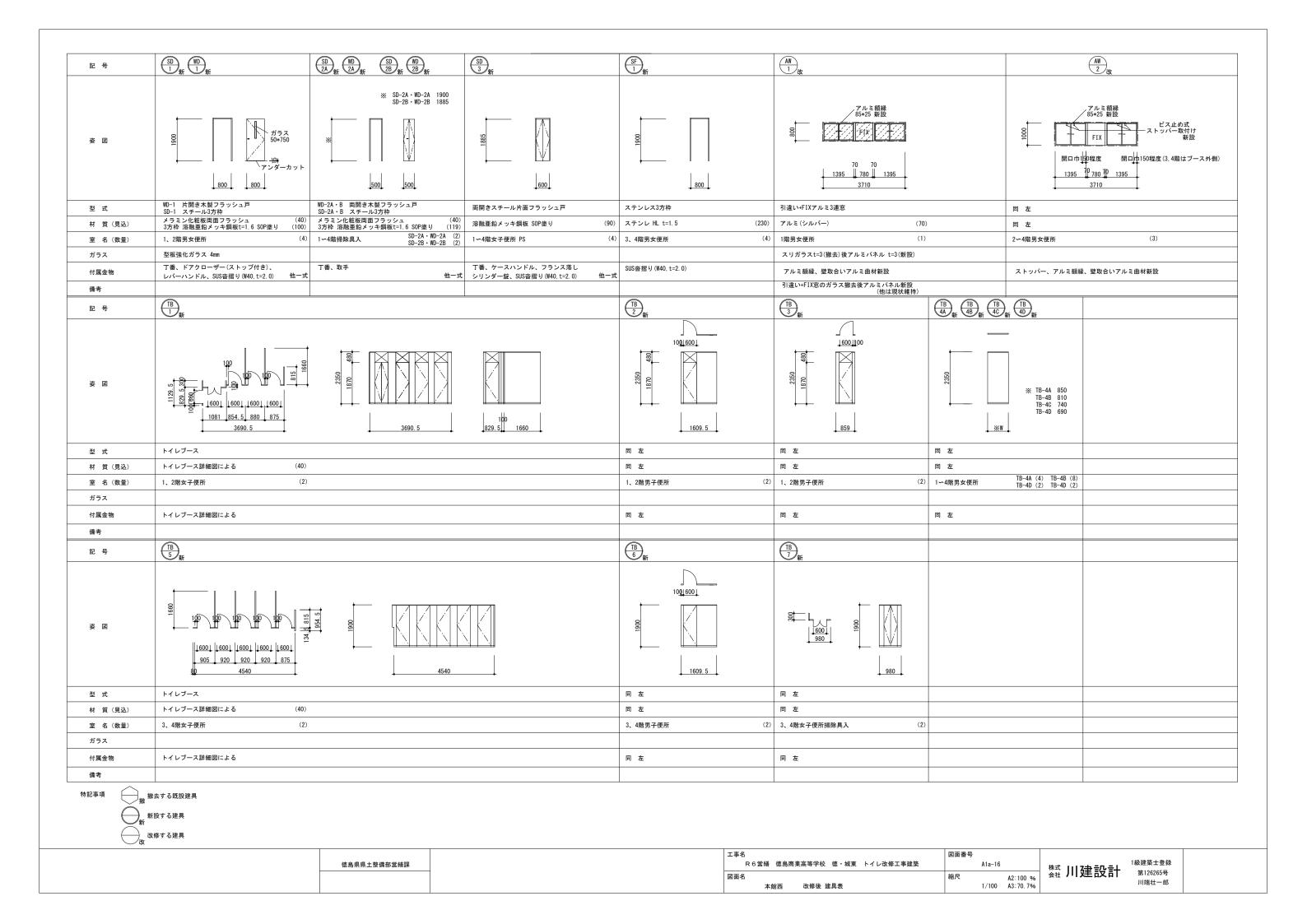
改修する建具

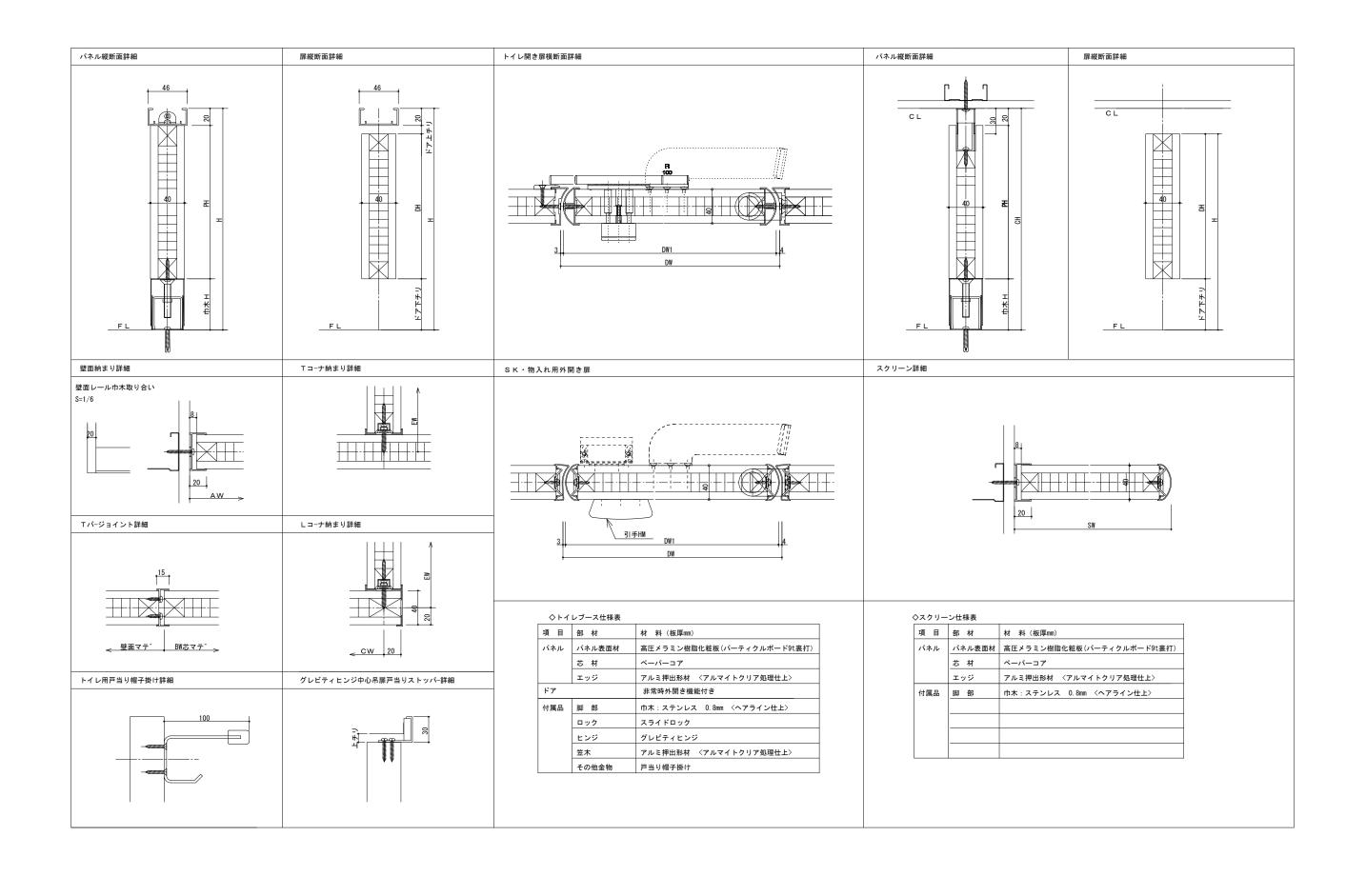
徳島県県土整備部営繕課

工事名	図面番号			i
R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築		A1a-15		,
図面名	縮尺		A2:100 %	1
本館西 改修前 建具表		1/100	A3:70.7%	ı

ᇸ汌建設計

1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎

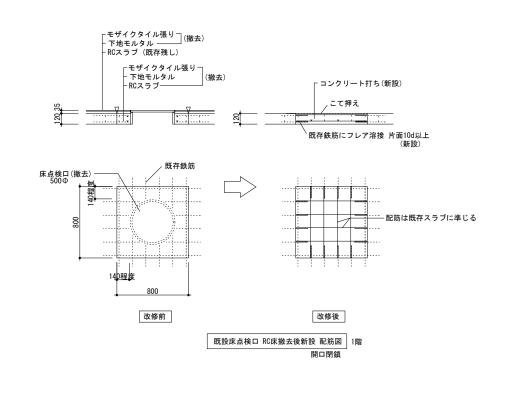


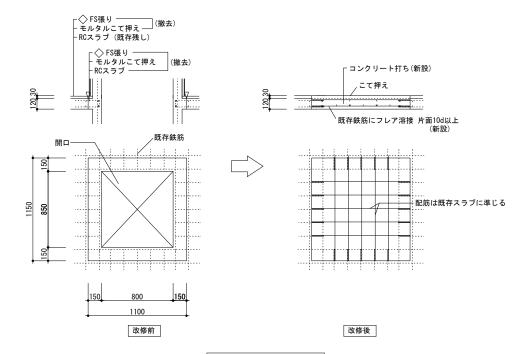


1級建築士登録

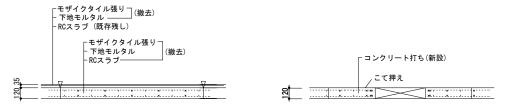
第126265号

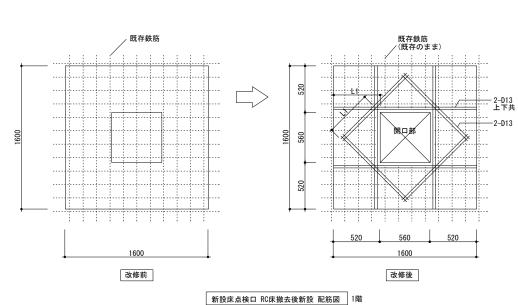
川端壮一郎





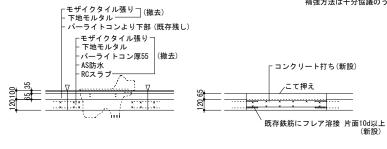
既設PS RC床撤去後新設 配筋図 2〜4階 (設備配管との取合いは現場協議を行うこと)

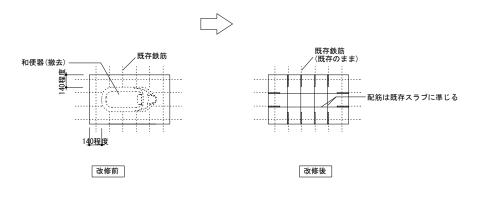






補強方法は十分協議のうえ施工すること。



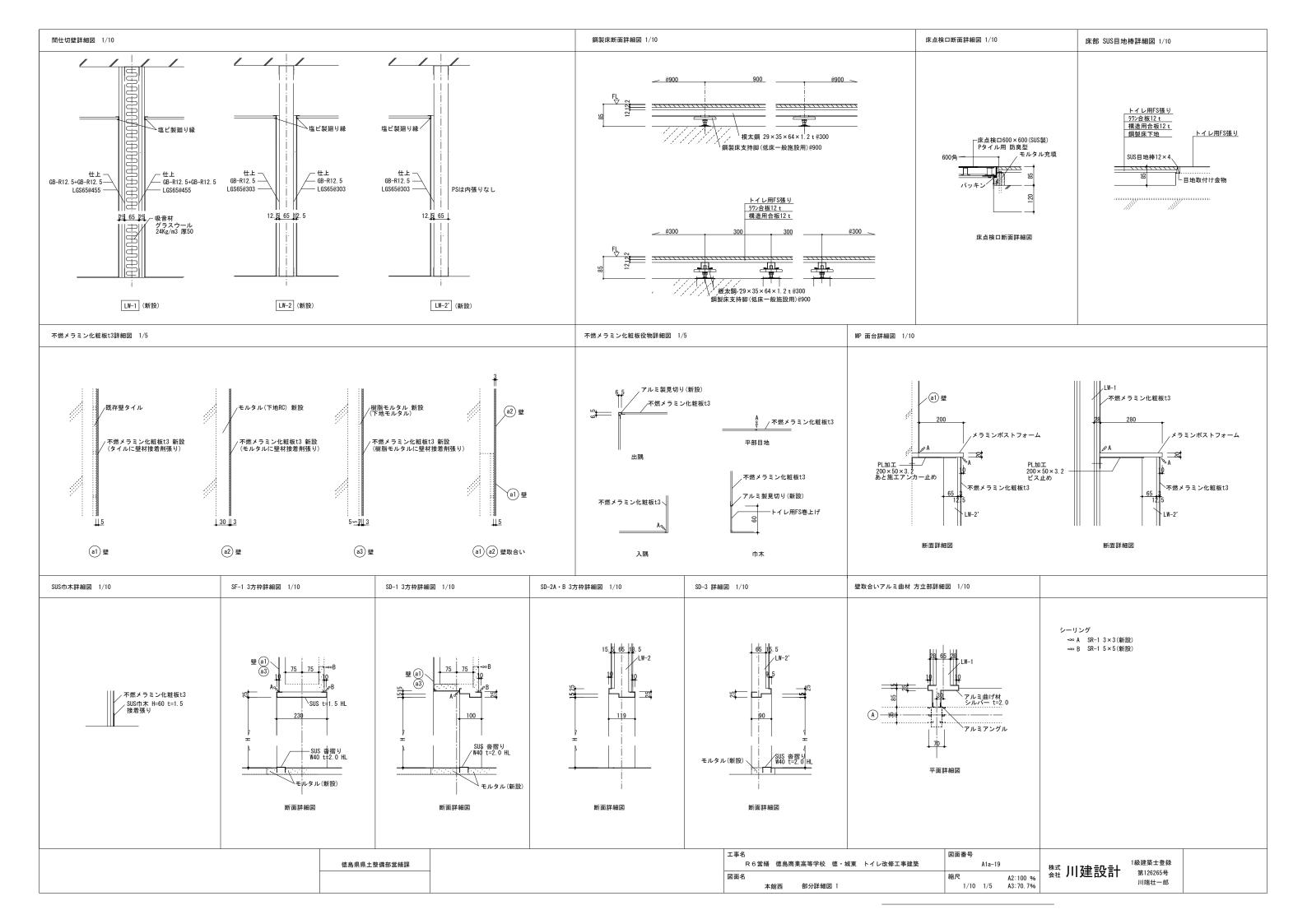


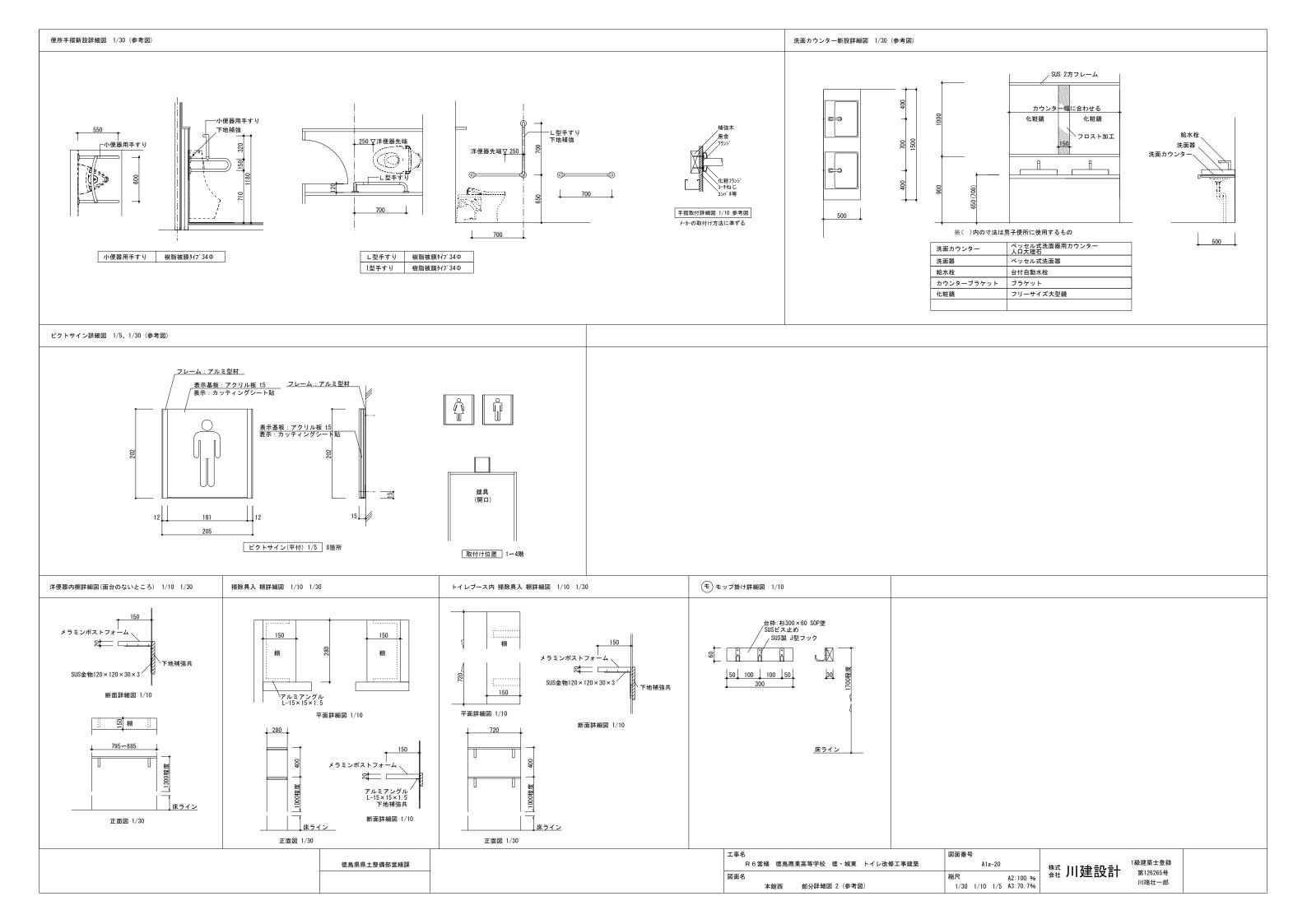
和便器 RC床撤去後新設 配筋図 3、4階 開口閉鎖

工事名	図面番号			
R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築		A1a-18		株:
図面名	縮尺		A2:100 %	会
本館西RC床改修配筋図		1/30	A3:70.7%	

蛛 川建設計 第126265号 川端壮一郎

徳島県県土整備部営繕課





# 下地・塗装・内装仕上凡例

RC	鉄筋コンクリート	FS	ビニル床シート		FK 6	けい酸カルシウム板 厚6(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	SOP	合成樹脂調合ペイント
СВ	コンクリートブロック積み	トイレ用FS	ビニル床シート(トイレ用)		FK 8	けい酸カルシウム板 厚8(かさ比重0.8g/cm3)	不燃材料	EP	合成樹脂エマルションペイント
LGS	軽量鉄骨壁・天井下地							EP-G	つや有り合成樹脂エマルションペイント
		GB-R 12.5	せっこうボード 厚12.5	不燃材料	DR 9	ロックウール化粧吸音板 厚9	不燃材料	DP	耐候性塗料
GW50	グラスウール 24K/m3 厚50mm	GB-R 9.5	せっこうボード 厚9.5	準不燃材料				WP	木材保護塗料
AS防水	アスファルト防水 E-2	GB-NC 9.5	不燃積層せっこうボード 厚9.5	不燃材料	MP 000	メラミンポストフォーム面台		VE	塩化ビニール樹脂エナメル
		GB-D 9.5	化粧せっこうボード 厚9.5	準不燃材料					
		GB-S 12.5	シージングせっこうボード 厚12.5	不燃材料	メラミン不燃 化粧板厚3	不燃材料 不燃 NM-2183			
		GB-F 12. 5	強化せっこうボード 厚12.5	不燃材料	<b>♦</b>	アスベスト含有建材			

# 内部仕上表

室名	改修前後		<b>末</b>		木		中壁	小		<b>X</b>	#	CH 備考
		下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	1007#7# (##+)	0 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	più -5
男女便所 旧男女便所部	改修前	下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	100角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	下地モルタル (既存残し、一部撤去)	100角陶器質タイル張り (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(下地処理)	LGS天井下地(撤去)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り(撤去) 塩ビ製廻り縁(撤去)	2380 トルブ・ス(撤去) デラゾ・一面台・沓摺(撤去) 床点検口(撤去) 天井点検口(撤去)
	改修後	鋼製床下地 (新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	タイル(既設) LGS壁下地(新設)	壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設) 壁仕上のうえ SUS H60 t=1.5(新設)	タイル(既設) モルタル(新設) LGS壁下地(新設) LGS壁下地(新設)	メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)		メラミン不燃化粧板厚3(新設) メラミン不燃化粧板厚3(新設) GB-R12.5+12.5メラミン不燃化粧板厚3 (新設) GB-R12.5メラミン不燃化粧板厚3(新設)	LGS天井下地(新設) インサート(新設)	GB-D 9.5張り (新設) 塩ビ製廻り縁 (新設)	2330 H/レデース(新設) MP面台(新設) 床点検口(新設) 天井点検口(新設)
男女便所 旧男子洗面部 旧女子出入口部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	2330 トイレブ・ス(新設) デラブ・一面台・沓摺(撤去)
	改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS(新設) トイレ用FS(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同 左	同左	同左	同左	同左	同左	2330
男女便所旧女子便所部	改修前	AS防水(既存残し) 軽量コンクリート(既存残し) 下地モルタル(撤去)	モザイクタイル張り(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同左	同左	同 左	同左	同左	2380 トイレブ・ス(撤去) デラゾ・一面台・沓摺(撤去)
	改修後	鋼製床下地 (新設) (構造用合板厚12のうえ ラワン合板厚12共)	トイレ用FS(新設) 男子便所小便器部のみ 汚染防止タイル張り(新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	同左	同左	同左	同左	同 左	同左	トイレア - ス(新設) 2330 MP面台(新設) 棚(新設 モップ 掛け (新設) 天井点検口(新設)
男女便所 旧女子洗面部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(撤去)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	同 左	同 左	同 左	同左	同 左	同左	同左	2330 デラゾ - 面台・沓摺(撤去)
	改修後	下地処理 モルタル(新設)	トイレ用FS (新設) トイレ用FS (新設)	1階男女便所 旧男女便所部に同じ	 	同 左	同 左	同 左	同 左	同左	同左	2330 トイレブース (新設) MP面台 (新設) 天井点検口 (新設)
前室 旧1階女子 洗面出入口部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(既存残し)	LGS天井下地(撤去)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り(撤去) 塩ビ製廻り縁(撤去)	2330
旧2階女子洗面部	改修後	下地処理 モルタル(新設)	FS(新設) FS(新設)	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	ビニル巾木 H100(新設) GB-R12.5+12.5+FK6 ビニル巾木 H100(新設)	モルタル (新設) LGS壁下地 (新設)	EP-G塗り(新設) GB-R12.5+12.5+FK6 EP-G塗り(新設)	モルタル(下地調整) モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	EP-G塗り(改修) EP-G塗り(新設) GB-R12.5+12.5+FK6 EP-G塗り(新設)	LGS天井下地(新設) インサート(新設)	GB-D 9.5張り (新設) 塩ビ製廻り縁(新設)	2330
SK室 旧洗面出入口部	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル(既存残し)	VE塗り(既存残し)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同 左	2330
	改修後	下地処理 モルタル(新設)	FS(新設) FS(新設)	LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 ビニル巾木 H100(新設)	LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設)	LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+12.5+FK6 底目地張り EP-G 塗り(新設)	1階男女便所 1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同左	2200 モップ 掛け (新設)
				LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+FK6 ビニル巾木   H100(新設) 	LGS壁下地(新設)	GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設)	LGS壁下地 (新設) モルタル (下地調整)	GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設) EP-G塗り(改修)			
SK室 旧女子便所部	改修前	2階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	下地モルタル(撤去)	100角陶器質タイル張り(撤去)	モルタル(既存残し)	VE塗り(既存残し)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同左	2380
	改修後	2階男女便所 旧男女便所部に同じ	同左	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	ビニル巾木 H60(新設) GB-R12.5+FK6 ビニル巾木 H60 (新設)	モルタル(新設) LGS壁下地(新設)	EP-G塗り(新設) GB-R12.5+FKG 底目地張り EP-G塗り (新設)	LGS壁下地 (新設) モルタル (下地調整)	GB-R12.5+FK6 底目地張り EP-G塗り (新設) EP-G塗り(改修)	1階男女便所 旧職員男女便所部に同じ	同左	2200 モップ 掛け(新設)
廊下	改修前	モルタル (既存残し、一部撤去)	◇ FS(既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	ビニル巾木100 (既存残し、一部撤去)	モルタル (既存残し、一部撤去)	VE塗り(既存残し、一部撤去)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	LGS天井下地 (既存残し)	◇GB-R 9底目地張り VE塗り (既存残し)	2880
	改修後	モルタル (新設)	現状維持 FS(新設)	モルタル (新設)	  現状維持   ビニル巾木100(新設) 	ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現状維持 EP-G塗り(新設) EP-G塗り(改修)	腰・中壁壁に同じ	腰・中壁壁に同じ	l	現状維持	

共通事項 LGS天井下地(新設)部は、天井インサート用金属拡張アンカーM10(新設)

	工事名	図面番号	
徳島県県土整備部営繕課	R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事建築	A1b-01	
	図面名	#式 川建設計 第16265号 第18	
	本館東 改修前・後 仕上表	NO SCALE A2:100 % JII端社一郎	

